

No. 111

ペルー野菜流通改善計画実施協議調査団 報告書

昭和56年6月

国際協力事業団

9
6
L
RY

農開審
R
81-47

JICA LIBRARY



1035285[4]

国際協力事業団		
文入 目録	87 2 12	709
登録 No.	08294	85.6 ADL

序 文

日本国政府は、ペルー共和国政府からのリマ首都圏における野菜生果等の流通システム改善に関する技術協力要請に基づき、昭和53年11月に当事業団から「ペルー生鮮食品流通改善計画事前調査団」を派遣した。引続き調査団の調査結果に基づき昭和54年12月から5ヶ月間にわたり、プロジェクト協力の基本構想を固めるため3名の長期調査員を派遣した。

この結果段階的に協力するのが適当と判断されたので、昭和56年3月、当事業団遠藤寛二専門技術嘱託を団長とする実施協議チームを派遣し、具体的な協力内容について協議を行うとともに、同年3月16日にペルー国農業省農産工業流通総局長との間で討議議事録の署名を行った。

本報告書は実施協議チームの報告をとりまとめたものであり、今後本プロジェクトの推進にあたって有益な指針となるものと確認するものである。

今後両国関係者の協力によって成功裡に運営され、所期の成果が達成されることを強く希望するものである。

おわりに、今回調査・協議の任にあたられた遠藤団長をはじめ団員各位のご労苦に対し謝意を表するとともに、ペルー国関係者、在リマ日本国大使館並びに外務省、農林水産省の関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

昭和56年6月

国際協力事業団
理事 松山良三

目 次

I 経 緯	1
1. 要請の背景と経緯	1
2. コンタクトミッション及び長期調査員の調査要約	1
3. 実施協議チームの派遣	2
(1) 団員構成	3
(2) 調査・討議日程	3
(3) 討議出席者	4
II 本プロジェクト協力に対する基本的考え方	7
1. 段階的に進める必要性	7
2. 期待される協力構想とその問題点	7
(1) 協力構想	7
(2) 協力構想(上記(1))を実施するうえでの問題点	10
III 先方との討議概要	11
1. 今後2年間の協力構想	11
2. 討議議事録(R/D)の討議内容	13
3. 討議議事録と暫定実施計画書	14
IV 今後の実施に関連して留意すべき事項	35
V ベルギー国における野菜流通の現状と問題的	37
1. 野菜の生産流通の現状	37
2. 野菜の消費の現状	49
3. リマ首都圏の野菜の流通	52
4. 流通上の問題点	60
5. ベルギー国政府の施策	61
6. 改善の必要性	65
7. 現地視察の印象等	66
(1) 生産地	67
(2) 市場	69

I 経緯

1. 要請の背景と経緯

昭和52年、ペルー共和国政府（以下ペルー国という）は食糧生産の停滞と食糧輸入の増大に直面し、食糧生産の増大と流通改善に努めていたが、その頃国際協力事業団の研究者として、日本の農業事情を視察した農協役員の助言を発端に、ペルー農業食糧省は、リマ首都圏の野菜・果樹栽培、流通システムの改善を目的とした技術協力を日本に要請してきた。

この要請は、農業協同組合の組織及び、組合が行う生産物の流通システムを改善したいというものであったが、しかしながら、この課題はペルー農業食糧省でかつて経験したことのないものであり、又問題が広範囲に亘り、且つ野菜等の生産・流通の実態が十分に把握されていない状況にあったため、具体的な内容をもった要請ではなかった。

日本国政府は、本案件を産業開発協力事業で対応することとしたが、この協力が単なる生産技術の移転にとどまらず、技術指導に必要な調査研究、農協等に対するコンサルティングサービス、生産・流通組織の振興・育成のための制度整備等、多角的かつシステムティックな技術協力を要するものであるため、これらの実態と問題点の把握を目的とするコンタクトミッションを昭和53年11月に派遣した。

このコンタクトミッションの、この分野における日本の技術協力が可能であるとの提言を受けて、昭和54年12月～昭和55年5月に、プロジェクト協力の基本的構想を固めるため、3名の長期調査員を派遣した。

日本政府の関係機関は、これら調査団の調査及び構想を検討した結果、段階的に協力するのが適当であろうと判断し、ペルー政府とプロジェクトの進め方について協議させるため、今回の実施協議チーム（予算費目計画打合せ）を派遣した。

実施協議チームは、ペルー政府関係機関と討議を重ね、後述の討議議事録をとりまとめ署名し、相互にこれを取り交わした。

2. コンタクトミッション及び長期調査員の調査要約

(1) コンタクトミッションは、実態調査及び関係者から得た情報を総合的に分析、整理し、今後の対策が必要と考えられる諸事項を次の通りとりまとめた。

- 1) 加工産業育成強化 ✓
- 2) 中堅指導者養成センターの設立 ✓
- 3) 採種体系の整備・確立、耕種基準の確立 ✓
- 4) 農協組織の強化・確立と、指導者層の管理・運営能力のレベルアップの為の養成・研修施設の充実・強化

- 5) 流通・出荷施設及び貯蔵施設の設備並びに野菜の規格、包装、輸送容器の改善
 - 6) リマ中央卸売市場の整備改善
 - 7) 機械化の推進
- (2) コンタクトミッションは、またこれら流通組織の確立、システム改善等について、可能な限りの日本の技術協力が必要であると提言した。
- (3) この提言を受けて、昭和54年12月から昭和55年5月にかけて、具体的な協力構想を策定するため長期調査員が派遣され、長期調査員は次の内容を有する協力案を提案した。
- 『 1) ベルギー国における野菜の流通問題改善のため、次の施策をすることが妥当であると考ええる。
- (流通改善施策)
- 1) 流通改善推進実験モデルセンターを設置運営する。そして同モデル地区の農業者団体を拠点として下記事項を行って、生産から出荷に至る過程の改善に、総合的なシステムづくりを実施する。
- ① 生産技術の指導、モデル展示圃の設置、集出荷、選果、規格、包装の改善への指導、市況の活用指導。
 - ② 地区内農業者の組織化、人材養成。
 - ③ 貯蔵加工施設の併設を考慮すること。
 - ④ 集出荷センターを設置すること。
- 2) ベルギー国における今後の野菜作の位置付等を向上させる観点から、農林省高級公務員を短期間日本へ招へいするとともに、実務家を必要な期間、研修生として受け入れること。
- 3) プロジェクトの実施の技術指導に必要な機材を厳選し、必要に応じ供与すること。』

3. 実施協議チームの派遣

日本国政府機関は、2頁にわたる調査の報告とその提言を受けて、我国の技術協力の可能性を検討した結果、ベルギー政府の要請は、ベルギー共和国にとって非常に重要な課題であり、且つ、我国の技術協力による成果が大きいものであることを予想し、この要請に応える方向で協力を進めることとした。

同時に実施にあたっては、調査団の報告にもあるように、慎重な事前準備が必要であり、段階的に進めてゆくのが適当であると判断し、これらについて、ベルギー側と協議するため今回調査団が派遣されることとなった。

(1) 団員構成

- 団 長（総括，生産，流通組織） 遠 藤 寛 二
国際技術協力事業団専門技術嘱託
- 団 員（生産流通計画） 三 井 義 博
農林水産省食品流通局野菜振興課流通指導官
- 団 員（協力企画） 為 季 繁
農林水産省経済局国際部国際協力課課長補佐
- 団 員（技術協力） 上 西 淳 三
外務省経済協力局技術協力第2課班長
- 団 員（市場状況調査） 上 原 盛 毅
国際協力事業団移住計画調査部開発調査課課長代理
- 団 員（業務調査） 前 田 武 彦
国際協力事業団農業開発協力部畜産開発課課長代理

(2) 調査・討議日程

3月3日

成田発

3月5日

リマ着

大使表敬，大使館にて担当館及びリマ事務所長と打合せ，ホテルにて団員打合せ。

3月6日

農業省流通総局長表敬，流通総局会議室にて第1回討議（当方側の経過，構想，討議
議事録（R/D）案の説明）

3月7日

リマ市内市場（野菜卸売，果実卸売，中央各市場及びスーパー）調査

3月8日

団員打合せ，資料集収

3月9日

第2回討議（討議議事録及び附属文書の内容について），JICA事務所で打合せ。

3月10日

リマ市近郊（カヤオ）日系人野菜農家調査

3月11日

第3回討議（討議議事録（R/D）附属文書について）

3月12日

資料集収，文案整理，次官表敬

3月13日

JICAリマ事務所にて第4回討議（R/D最終文案合意，暫定実施計画打合せ）

3月14日

チャンカイ・ウアラ、地区日系人野菜農家調査

3月15日

資料整理

3月16日

農業省にて第5回討議（文案読み合せ，R/D署名，暫定実施計画確認署名，夜団主催パーティ）

3月17日

大使へ報告，大使招宴

3月18日

リマ発 ロス経由

3月19日

成田着

(3) 討議出席者

日本側

調査団団員

JICAリマ事務所長

大使館内田書記官

ペルー側

Ec. Olga Chang T.（農業省農産工業・流通総局企画部長）

Ec. Julio Chavez Jaramillo.（同省農業企画室国際技術協力・企画副部長）

Ing. Blume（同省同室技術協力部長 Ing. Gonzalo S. S.の代理出席）

Ing. Carlos Herrera Leon（同省同室技術協力部）

Orestes Gil Najarro（同省農産工業・流通総局）

Juan Pio Silva C.（同省同局）

Ec. Jorge Lupaca（同省農業企画室国際技術協力企画部）

集収資料

- 1) Plan Operativo del Sector Agrario - MINISTERIO DE AGRICULTURA Y ALIMENTACION
- 2) BANCO AGRARIO DEL PERU 1979 Memoria del 480 Ejercicio - BANCO AGRARIO DEL PERU
- 3) BOLETIN INFORMATIVO NO. 25 - Cooperativa de Comercializacion de la Asociación de Horticultores de Lima y Callao Ltda 140
- 4) INFORMACION BASICA SECTORIAL (DOCUMENTO de trabajo para uso interno) - MINISTERIO DE AGRICULTURA Y ALIMENTACION OFICINA SECTORIAL DE PLANIFICACION AGRARIA
- 5) PROGRAMA DE ABASTECIMIENTO 1980 PRODUCTO: Hartilizas - MINISTERIO DE AGRICULTURA Y ALIMENTACION Dirección Genral de Comercialización Oficina de Programación
- 6) Ley Organica del Sector Publico Agrario
- 7) Ley General de Cooperativas
- 8) Plan Operativo del Sector Agrario Anexo Cooperación Técnica Internacional
- 9) ベルギー国における日本人移住の来歴と日系コロニアの現状 - 在リマ日本国領事館

- 10) Cooperativa Agraria de Servicios Horticultores de Lima y Callao Ltda, NO. 140
- 11) 15260 LEY GENERAL de COOPERATIVAS
- 12) LEY ORGANICA DEL SECTOR PUBLICO AGRARIO

II 本プロジェクト協力に対する基本的考え方

1. 段階的に進める必要性

- (1) 前にも述べられているように、流通問題は一般に、生産者から消費者に至る数多くのプロセスがあり、しかも相互に密接な関係を有し複雑な構造のうえに成立っていることから、ペルー共和国（以下ペルー国という）にあっても野菜の流通改善には、これら数多くのプロセス（生産者－仲介人－卸売市場－小売市場－消費者、これらに付随する業者、団体等々）の合理化や慣行商取引の利害調整、農業協同組合組織の弱体、市場組織の複雑さ等々問題は多々あると認められ、解決すべき問題が山積しているのが現状である。
- (2) 上記(1)に照らし、日本側としては先般行った事前調査及び長期調査員の調査結果を基に、プロジェクト実施関係者の検討を重ねた結果、ペルー国における上記諸問題解決の一助として、野菜の集出荷システムの整備を中心とした構想（下記2(1)）が立案されたが、これを実施する場合においても、多くの問題（下記2(2)）が存在し、ペルー国としてもその把握、分析は十分でなく、かかる現状では即実施に移行することは不可能であるとの判断から、日本の協力により、より実現性があり、実効のある計画を作成する必要があるとの基本的考え方にたつて、当面、問題点の把握、分析、整理を行い「計画作り」を行うことに集中することとしたものであり、今後の2年間の協力の過程で下記2(1)の構想は見直しが必要となることも十分考えられる。

2. 期待される協力構想とその問題点

(1) 協力構想

1) 目的

ペルー国リマ首都圏における野菜の流通改善に寄与するため、野菜の主要産地の一地区を流通改善実験モデル地区として選定し、同地区の農協を拠点として、生産技術の指導及び集出荷システムの改善、整備に協力する。ひいては、この協力を通じ、地区農協組織の強化、所得の向上、人材の養成に貢献する。

2) 実施主体 ペルー農業省

3) 協力内容

① 流通問題に関する助言

農業省内にアドバイザーを配置し、流通問題に関する助言、指導を行う。

② 特定地区の集出荷システムの改善

選定地区内の農協を対象にして、その組合員への営農指導を通じての栽培技術の普及、規格の導入、市況情報の処理等を有機的に結びつけたモデル集出荷センターを設

置し、既存システムの改善に協力する。

㌾) 対象地区 (候補地 チャンカイウアラル地区)

㍿) 対象野菜 対象地区の野菜より選定する。

㎿) 農 協 対象地区の単協を選定する。

③ 特定地区における栽培技術の向上と普及

大学、試験研究機関とも連絡を密にしながら、作物の現地適応試験、比較試験等を行うとともに、選定単協の組合員に対しての栽培技術の向上と普及に協力する。

④ 出荷計画作成と情報収集、伝達方法の改善

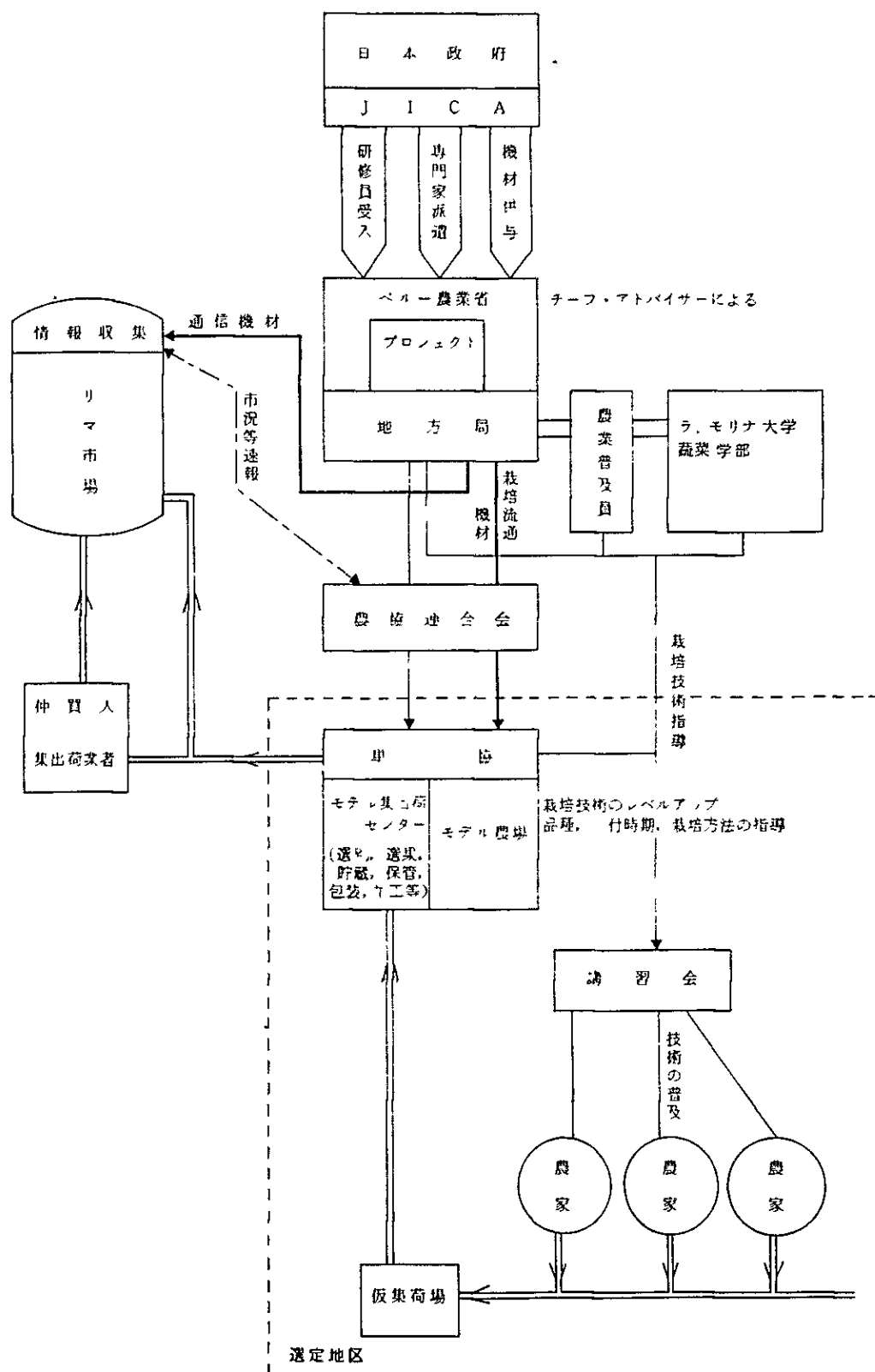
モテル集出荷センターの出荷計画の策定及びこれに必要なリマ市場における市況データの収集と集出荷センターへの伝達方法の改善に協力する。

⑤ 集出荷センターの整備

モテル集出荷センターを設置し、必要な資機材の整備及び運営について協力する。

(参考) 協力構想案図表

ペルー 食品流通改善計画



(2) 協力構想(上記(1))を実施するうえでの問題点

- 1) 野菜の生産、流通(経路、数量、価格、品質、等)について、詳細な実態調査が必要である。
- 2) 野菜の中・長期の需要見通しの調査が必要である。
- 3) 生産者、流通業者、消費者の野菜流通に対する意識傾向について調査する必要がある。
- 4) 協力構想案では、候補地としてチャンカイ・ウアラル地区をあけているが、確定するまでには十分な調査が必要である。
- 5) 対象野菜の選定には、十分な検討を要する。
- 6) 協力構想案では、各機関の連繋を要するが、その可能性について検討する必要がある。
- 7) 農協及び連合会の組織、規模、活動業務、流通機構での位置付等の調査が必要である。
- 8) 構想の実施に必要な財政措置の具体的方途の検討が必要である。
- 9) 大学、試験研究機関による栽培試験、技術指導等を計画しているが、これらの組織、業務、対応等について検討が必要である。
- 10) 集荷率、農家に対する中間流通業者の融資の実態について調査を要する。
- 11) そのほか、現行の改善策の実情と問題点の把握、外国の協力内容などの調査が必要である。

Ⅲ 先方との討議概要

1. 今後2年間の協力構想

本プロジェクト協力構想は、上記Ⅱの基本的な考え方を基礎として、協力期間2年を想定し、その間にペルー国首都圏における野菜の流通問題改善に係る具体的な事業計画の策定（例えばモデル集出荷システムの整備等）を行うことであるが、ペルー国の現状は各種統計資料の不備、人材不足及び行政組織面の不備等々問題が山積しており早急に企画立案の作業に取りかかることは困難な状況にあると判断されるため、従来実施してきた事前調査、長期調査員による実態調査に加え、先ず第一にリマ県における野菜の流通の現状調査、分析を行い問題点を整理したうえ、ペルー国にとって実効のある事業計画の策定に当ることである。

(1) 協力目的

本プロジェクトの協力目的は「リマ県における野菜の流通改善に貢献することを目指して、モデル集出荷システムの整備等について具体的な事業計画の企画及び立案を行うこと」である。

現時点では一つの構想として、野菜の主要産地の一地区を選定し、同地区の農業者団体を拠点として、生産技術の指導、集荷、選果、規格、包装の改善への指導、市況の活用の指導等、生産から出荷にいたる過程の改善に関し総合的なシステム作りを行い、地区農業者の組織化人材養成を中心とした事業計画の考え方もあるが、これには当然、実施上の財政措置、既存の商慣習上の問題、他多くの問題につき十分調査、検討を加えることが必要であり、難しい問題ではあるが、更に事業計画の策定に当っては期待出来る成果と現存する諸問題等につき整理したうえ過大なものではなく、ペルー国の国情に合った適切な事業内容を策定することが必要である。

(2) 協力内容（作業内容）

作業内容としては、事業計画の策定が目標であるが、その前提として野菜流通の現状調査、分析による問題点の整理を行い、ペルー政府に対し改善策（改善すべき事項）の勧告を行い、その中でペルー国の現状に適しかつ日本側技術協力可能な範囲での具体的な事業計画（例えばモデル集出荷システム）を作成することであるが、詳細は次の通りである。

1) リマ県における野菜流通の現状調査及び分析と問題点の整理

① 流通に関する政策及びその行政機構

（注）例えば、過去及び現在において、野菜の流通に係るペルー政府としての政策の有無及びその内容と実績、行政機構のへんせんと機能、体制はどうなっているか

② 野菜の流通の実態（経路、数量、価格、品質、流通施設、業者他）

（注）専門家の立場から現状を把握することであるが、他方ペルー政府が現在どの程

度把握しており、またそのための体制はどうか、また今後野菜の流通問題を考えていくとき、どうあるべきか等の観点から調査することも必要と考えられる。

③ 生産者、流通業者及び消費者の流通改善に関する意識調査

(注) 具体的な事業計画を策定する場合の基礎資料として重要な事項と考えられるが、生産者から消費者までの各関係者が何を考え何を望んでいるかを或る程度把握、解明出来れば貴重な資料となる。

④ 野菜の中・長期の需給見通し

(注) 上記①とも関連する問題でもあるが、野菜の需要と供給についての実態はどうか、中・長期の見通しにつきデータ等は整理されているか、またなければ集取整理し見通しの策定を行うことも必要である。

⑤ 外国の協力

(注) 先進諸国による野菜の流通に係る経済協力(援助)の実態につきその内容、成果、問題点(失敗例も含む)等調査、整理することはこの分野での経験のないわが国にとってはプロジェクトを進める上で大いに役立つものと考えられる。

2) 問題点の整理及び改善策に関する勧告

3) モデル集出荷システムの事業計画の作成

(注) 上述のように現時点ではモデル集出荷システムを中心とした事業計画の構想が良いのではないかと考えられるが、調査分析の結果次第では他にもっと適切な事業の方が良いと判断される場合も十分考えられるところであり、弾力的に対処することとしている。

(3) 今後のスケジュール

スケジュールについては双方で検討した結果(下記3(2)参照)、日本側は、予算の確保を前提に、日本人専門家は9月を目途に派遣することとし、ペルー側からカウンターパート2名を7,8月頃研修員として受入れ、現地カウンターパートは日本人専門家現地到着までに配置するなど必要な準備を行うこととなっており、供与機材は2年間を通じ、主として事務用機材、調査用車輛等を予定している。また協力内容である調査分析、事業計画の策定等の詳細手順手法等は日本人専門家現地到着後現地カウンターパートと協同で作成することとしている。

2. 討議議事録（R/D）の討議内容

(1) 調査団が提示した日本側協力方針（事業計画作り）に対するペルー側の反応

ペルー側は農業省次官をはじめ、同省流通総局長以下、日本政府が当国の経済政策の一つに掲げている「農業振興のための技術協力を積極的に取り組んでいることに対し深く感謝し、野菜の流通問題はペルー国としても従来から、必らず改善していかなければならない問題であると考えているとの説明があり、更に今後の協力の具体化、促進に強い意欲と関心を示しながらも、ペルー側は日本の今後の2年間の協力内容について、昨年実施済みの長期調査による調査との関連で再度の調査分析実施の必要性、調査内容、期間等々の点に難色を示し、今回持参の日本側協力内容が更に具体性のあるプロジェクト協力であることを期待していたとの主張もあったが最終的には調査団の説明を納得し、今後のペルー側受入体制についても、例えばプロジェクト・ディレクター以下カウンターパートの積極的な配置を約束するなど、熱心に取り組む姿勢が十分伺うことが出来た。

(2) 討議議事録（R/D）の討議事項

ペルー共和国農業省にとっては、今回の協力が日本からの最初の技術協力プロジェクトであることもあって、特に技術協力のシステム、R/Dの構成、内容等々時間をかけて説明を行い、また外務省、企画省（国内経協総括）との十分連絡をとらせながら討議を行ったが、主要事項は次の通りである。

① 無料医療の便宜及び住宅の提供について

日本側案Ⅵ 1. (4)「日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設」、同(5)「日本人専門家及びその家族に対する無料の医療の便宜」に対し、ペルー側は現在の財政状況からして到底提供は出来ない旨強力に削除を求めて来たが、調査団としてはペルー側の事情は理解出来、可能な範囲で良い旨説明したが、ペルー側は“reglacion”の中には通常予算まで含んでの解釈は出来ないとの主張もあり、結局、ペルー国との間の「技術協力基本協定」にも定められている事項でもあるため、そのラインに従うこととし、上記案を順序を変えⅥ 1. (4)「日本人専門家に対する無料の医療の便宜」、同(5)「現地の条件に従い、かつ責任を有する実施機関の財政能力の範囲内で、日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設」にそれぞれ改めた。

② 協力期間について

日本側案では、協力期間を2カ年とすることのみ明示していたが、ペルー側は、今後2年間の協力内容は計画作りではあるが、この計画は次の段階の事業計画に当たるとして附属文書議事録のタイトル中に第一段階であるということを明記すべきであると強力に主張して来たが、調査団としては予定している調査・分析等により問題点の整理をしてみなければ現状では不確定な事項も多く存在するため、次の段階の協力の約束は不可能

であることを説明し、当初案の後に「但し、本プロジェクトにより作成される計画にもとづく新しい技術協力が、2年後の1983年3月16日より前に実施される場合は、この新しい技術協力の開始する日に本プロジェクトの協力期間は終了するものとする」を追加することとした。

③ カウンターパートについて

カウンターパートについては、ペルー側も熱意を示し、人数についてもプロジェクト・ディレクターを含め、計7人を明記(R/D附表Ⅳ)することに加え、日本側案「一配置することに努力する」を「配置する」むね明確にする旨提案があり、その通り改めた。

3. 討議議事録と暫定実施計画書

(1) 討議議事録(日本語及び西語)

ペルー野菜流通計画のための技術協力に関する
日本側調査団とペルー共和国政府関係当局との

討 議 議 事 録

国際協力事業団（以下「JICA」という）が組織し、遠藤寛二氏を団長とする日本側調査団（以下「調査団」という）は、ペルー共和国における野菜の流通改善についての技術協力計画の詳細を策定するため、1981年3月5日より、1981年3月17日までの日程をもってペルー共和国を訪問した。

ペルー共和国滞在中、調査団は上記協力計画の有効な実施のため、両国政府がとるべき必要な措置に関してペルー共和国側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、「技術協力に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の基本協定」を勧案して、調査団とペルー共和国側関係当局は、それぞれの政府に対し、ここに添付する附属文書に記載する事項について、勧告することに同意した。

ペルー共和国リマ市

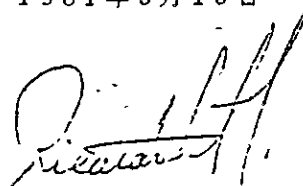
1981年3月16日

Kanji Endo

団長 遠藤 寛二

ペルー野菜流通改善プロジェクト

協議調査団



Ing. Ricardo Fort Larco

ペルー共和国農業省

農産工業・流通総局長

討議議事録附属文書

ペルー野菜流通改善プロジェクトの実施要領

I 両国政府の協力

- 1 日本国政府及びペルー共和国政府は、リマ県における野菜の流通改善計画の作成を目的として「ペルー野菜流通改善プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）の実施において相互に協力を行う。
- 2 本プロジェクトは附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

Ⅱ 日本人専門家の派遣

- 1 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は所定の技術協力計画の通常手続により、附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため J I C A を通じ必要な措置をとる。
- 2 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、ペルー共和国において専門家活動に従事する第三国専門家に与えられている特権、免除及び便宜に比べ、それに劣らないものを与えられる。

Ⅲ 機材供与

- 1 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は所定の技術協力計画の通常手続により附表Ⅲに掲げる本プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、J I C A を通じ必要な措置をとる。
- 2 上記1項にいう機材は、陸揚の港あるいは空港にてペルー共和国側当局へ C I F 建てにて引渡される時、ペルー共和国政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議をもって本プロジェクトの実施のためのみに使用される。

Ⅳ 研修員受入

- 1 日本国政府において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、所定の技術協力計画の通常手続により、日本における技術研修のため本プロジェクトに関係するペルー人を自己の負担において受入

れるため J I C A を通じ必要な措置をとる。

- 2 ベルギー共和国政府は、ベルギー人が日本における技術研修から得た知識及び経験が本プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するために、必要な措置をとる。

V ベルギー人カウンターパート及び事務職員の役務

- 1 ベルギー共和国政府は、ベルギー共和国において施行されている法律及び規則に従い、附表Ⅳに掲げるベルギー人カウンターパート及び事務職員の役務を自己の負担において確保するため、必要な措置をとる。
- 2 ベルギー共和国政府は、ベルギー人カウンターパートに関し、附表Ⅱに掲げる日本国政府により派遣される各専門家に対し、適格なカウンターパートを適当数配置する。

Ⅵ ベルギー共和国のとるべき措置

1. ベルギー共和国において施行されている法律及び規則に従い、ベルギー共和国政府は、自己の負担において次のものを提供するために、必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅴに掲げる土地、建物及び附帯施設。
 - (2) 附表Ⅲに示される J I C A を通じて供与される機材以外で、本プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替。
 - (3) ベルギー共和国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び旅費。
 - (4) 日本人専門家に対する無料の医療の便宜。
 - (5) 現地の条件に従い、かつ、責任を有する実施機関の財政能力の範囲内で、日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設。
2. ベルギー共和国において施行されている法律及び規則に従い、ベルギー共和国政府は、次の経費を負担するために必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅲに掲げる機材のベルギー共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費。
 - (2) 前述の附表Ⅲに掲げる機材のベルギー共和国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金。
 - (3) 本プロジェクトの実施に必要な全ての運営費。

Ⅵ プロジェクトの管理

- 1 本プロジェクトは附表Ⅵに掲げる組織により実施される。ペルー共和国農業省農産工業 流通総局長は本プロジェクトの実施及び運営について全責任を負う。
- 2 日本人専門家は、本プロジェクトに関し、指導及び助言を行う。
- 3 本プロジェクトを円滑かつ効果的に推進するため、附表Ⅵに掲げる者をもって構成する合同委員会（以下「委員会」という）を設置する。
委員会は実行計画の作成と評価並びに、本プロジェクトの実施、運営上の問題点について、協議するため、必要に応じ開催される。

Ⅶ 日本人専門家に対する請求（クレーム）

ペルー共和国政府は、日本人専門家のペルー共和国国内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに答える責任を負う。

但し、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずる責任については、この限りでない。

Ⅷ 相互協議

両国政府は本附属文書から生ずる、あるいは、本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

Ⅸ 協力期間

本附属文書に基づく、本プロジェクトの技術協力期間は、この討議議事録に署名の日から起算して2年間とする。

但し、本プロジェクトにより作成される計画にもとづく新しい技術協力が、2年後の1983年3月16日より前に実施される場合は、この新しい技術協力の開始する日に、本プロジェクトの協力期間は終了するものとする。

以 上

附表1 基本計画

1 目的

本プロジェクトは、ペルー共和国リマ県における野菜の流通改善に貢献することを目指して、モデル集出荷システムの整備等について具体的な事業計画の企画及び立案を行うことを目的とする。

2 実施主体

ペルー共和国農業省農産工業・流通総局

3 作業内容

- ① リマ県における野菜流通の現状調査及び分析と問題点の整理
 - a) 流通に関する政策及びその行政機構
 - b) 野菜の流通の実態（経路、数量、価格、品質、流通施設、業者他）
 - c) 生産者、流通業者及び消費者の流通改善に関する意識調査
 - d) 野菜の中・長期の需給の見通し
 - e) 外国の協力
 - f) その他
- ② 問題点の整理及び改善策に関する勧告
- ③ モデル集出荷システムの事業計画の作成

附表Ⅱ 日本人専門家

1. 長期専門家
 - 1) リーダー（下記専門家中1人が兼任する）
 - 2) 野菜（1人）
 - 3) 流通（1人）
 - 4) 市場（1人）
 - 5) 技術協力一般（1人）
2. 短期専門家
必要に応じ双方協議のうえ派遣する。

附表Ⅲ 供与機材

- 1 調査用車輦
- 2 事務用機材
- 3 その他本プロジェクトの実施に必要な機材

附表Ⅳ ベルギー人カウンターパート及びその他の職員

- 1 プロジェクト・ディレクター（1人）
- 2 カウンターパート技術者（6人）
- 3 事務職員（2人）
- 4 その他必要な職員（2人）

附表V 土地、建物及び付帯施設

ベルー農業省農産工業・流通総局における日本人専門家のための事務室

附表VI 合同委員会の構成メンバー

委員長：ベルー共和国農業省農産工業・流通総局長

日本側 1 リーダー

2 リーダーが必要と認める日本人専門家

3 JICAの代表

ベルー側 1. 農業省農産工業・流通総局の代表

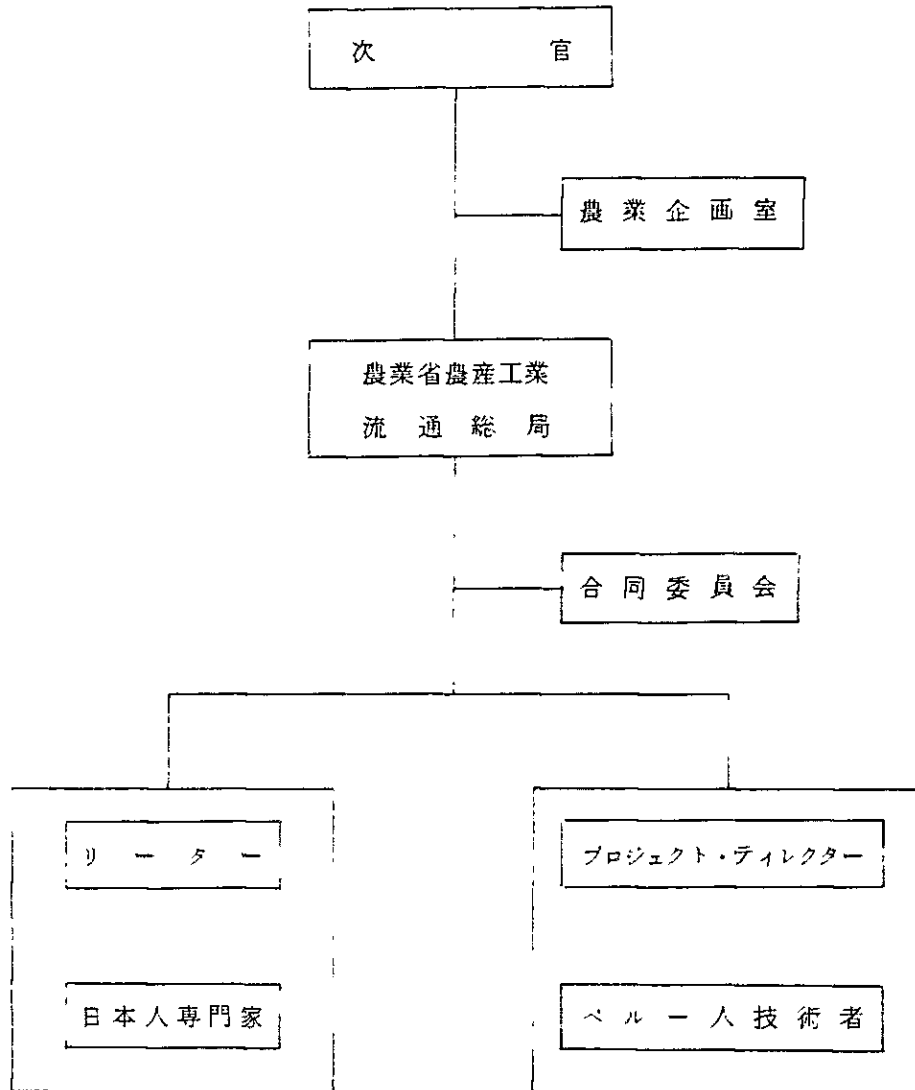
2 農業省農業企画室の代表

3 農業省地方農政局の代表

(注) (1) 在ベルー共和国日本国大使館員は合同委員会の会合にオブザーバーとして出席することが出来る。

(2) 各委員にやむを得ない事情がある場合には権限を委任された代理者が委員会に出席することが出来る。

附表Ⅶ 実施のための組織



ACTA DE LAS DISCUSIONES ENTRE EL GRUPO JAPONES DE ESTUDIO Y LAS AUTORIDADES
COMPETENTES DEL GOBIERNO DEL PERU SOBRE LA COOPERACION TECNICA DEL JAPON
PARA EL PROYECTO DE
EL PERU

El Grupo Japonés de Estudio (en adelante se lo denominará "el Grupo"), organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante se la denominará "JICA") y encabezado por el Ing. Agr. Kanji Endo, visitó al Perú desde 5 de Marzo de 1981 hasta el 17 de Marzo del mismo, a los efectos de determinar los detalles del programa de cooperación técnica concerniente al Proyecto de Mejoramiento de Comercialización de Hortalizas en el Perú.

Durante su estadía en este País, el Grupo Intercambió puntos de vista, visitas y tuvo una serie de discusiones con las autoridades competentes peruanas con respecto a las medidas convenientes a ser tomadas por ambos Gobiernos para la satisfactoria ejecución del Proyecto arriba mencionado.

A consecuencia de las conversaciones y teniendo en cuenta el ACUERDO BASICO SOBRE COOPERACION TECNICA ENTRE EL GOBIERNO DEL JAPON Y EL GOBIERNO DE LA REPUBLICA PERUANA, el Grupo Japonés y las autoridades competentes peruanas convinieron en recomendar a sus respectivos Gobiernos los puntos referidos en el documento adjunto.

Lima, República del Perú

16 de Marzo 1981

Firma Kanji Endo

Ing. Kanji Endo
Líder del Grupo Japonés de
Estudio para Planificar
Proyecto de Mejoramiento de
Comercialización de Hortalizas
en el Perú

Firma Ricardo Fort Larco

Ing. Ricardo Fort Larco
Director General de Agro
Industria y Comercialización

DOCUMENTO ADJUNTO

TERMINOS DE REFERENCIA PARA LA EJECUCION DEL PROYECTO "MEJORAMIENTO DE LA COMERCIALIZACION DE HORTALIZAS EN EL PERU"

I. COOPERACION ENTRE AMBOS GOBIERNOS

1. El Gobierno del Japón y del Perú cooperarán recíprocamente en la ejecución del Proyecto de "Mejoramiento de la Comercialización de Hortalizas en el Perú" (en adelante se le denominará "Proyecto"), a los efectos de formular el Plan de Mejoramiento de la Comercialización de Hortalizas en el Departamento de Lima.
2. El Proyecto será llevado a cabo de conformidad con el Plan Maestro señalado en el Anexo 1.

II. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno de este País tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa los servicios de los expertos japoneses que se enumeran en el Anexo II, mediante los procedimientos usuales bajo el Cooperación Técnica del Japón.
2. Los expertos japoneses a que se refiere (1) anterior y sus familias gozarán en el Perú de los privilegios, exenciones y beneficios, no menos favorables que los otorgados a aquellos expertos de terceros países y organizaciones internacionales que cumplen misiones semejantes.

III. PROVISION DE MAQUINARIA Y EQUIPO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, este Gobierno tomará las medidas necesarias por intermedio del JICA para proveer, a su propia costa, los equipos y otros materiales que sean necesarios para la ejecución del Proyecto que se detallan en el Anexo III mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.

2. Los objetos a que se refiere el punto (1) anterior pasarán a ser de propiedad del Gobierno del Perú en el momento de su entrega CIF, a las autoridades competentes del Perú, en los puertos o aeropuertos de desembarque, y serán utilizados en consulta con los expertos japoneses referidos en el Anexo II, exclusivamente para la ejecución del Proyecto.

IV. CAPACITACION DEL PERSONAL DEL PERU EN EL JAPON

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno de este País tomará las medidas necesarias por intermedio del JICA para recibir, a su propia costa, el personal del Perú relacionado con el Proyecto, para la capacitación técnica en el Japón, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. El Gobierno del Perú tomará las medidas necesarias para asegurar que el conocimiento y experiencia que haya adquirido el personal del Perú, a través de la capacitación técnica en el Japón, serán utilizados exclusivamente y en forma efectiva para la ejecución del Proyecto.

V. SERVICIO DE PERSONAL DE CONTRAPARTE Y ADMINISTRATIVO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Perú, el Gobierno del Perú tomará las medidas necesarias para asegurar, a su propia costa, los servicios del personal tanto de contraparte como administrativo que se enumeran en el Anexo IV.
2. Acerca del personal de contraparte, el Gobierno del Perú colocará un número adecuado de personal calificado de contraparte por cada experto japonés enviado por el Gobierno del Japón que se enumera en el Anexo II.

VI. MEDIDAS QUE SERAN TOMADAS POR EL GOBIERNO DEL PERU

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Perú el Gobierno del Perú tomará las medidas necesarias para cubrir, a su propia costa, de:
 - (1) Terreno, edificios y facilidades que se enumeran en el Anexo V.
 - (2) Provisión y reemplazo de maquinaria, equipo, instrumentos, vehículos, herramientas, repuestos y cualesquier otros materiales necesarios para la ejecución del Proyecto que no sean suministrados por intermedio del JICA, indicados en el Anexo III.

- (3) Medios de transporte y viáticos para los expertos japoneses en los viajes oficiales dentro del Perú, de acuerdo a la escala vigente en el País.
 - (4) Gastos de medicamentos y tratamiento médico para los expertos Japoneses.
 - (5) Y si las posibilidades financieras de la unidad ejecutora lo permiten proveer de alojamiento apropiado amoblado para los expertos y sus familiares.
2. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Perú, el Gobierno del Perú tomará las medidas necesarias para cubrir:
 - (1) Gastos necesarios para el transporte dentro del Perú de los objetos referidos en el Anexo III, así como para su instalación, operación y mantenimiento correspondiente.
 - (2) Derechos arancelarios, impuestos domésticos y cualesquier otros gravámenes, impuestos en el Perú sobre los objetos referidos en el Anexo III anterior.
 - (3) Toda clase de gastos corrientes necesarios para la ejecución del Proyecto.

VII. ADMINISTRACION DEL PROYECTO

1. El Proyecto será ejecutado por las organizaciones señaladas en el Anexo VII, siendo el Director General de Agroindustria y Comercialización responsable de la ejecución y administración del Proyecto.
2. Los expertos japoneses brindarán instrucciones y asesoramiento conducentes al desarrollo del Proyecto.
3. Se establecerá un Comité Mixto (en adelante se lo denominará "Comité"), integrado por las personas nombradas en el Anexo VI, con el fin de impulsar de manera más progresiva y eficaz la ejecución del Proyecto. El Comité se reunirá siempre que sea necesario, dedicándose a la formulación y evaluación del Programa de Trabajo y para la discusión de los asuntos relacionados con la ejecución y administración del Proyecto.

VIII. RECLAMOS CONTRA EXPERTOS JAPONESES

El Gobierno del Perú se hará responsable de los reclamos contra los expertos japoneses participantes en el Proyecto, originados en el desempeño de sus funciones de carácter oficial en el Perú, durante o en relación con las mismas, excepto aquellos que se ocasionen por dolo o negligencia total de los expertos japoneses.

IX. MUTUA CONSULTA

Habrá mutua consulta entre los dos Gobiernos sobre cualesquier problema de mayor envergadura provenientes de, o en relación con el Documento Adjunto.

X. PERIODO DE COOPERACION

La duración de la cooperación técnica para el desarrollo del Proyecto, según el Documento Adjunto, será de dos (2) años a partir de la firma de la presente Acta.

Sin embargo, si una nueva Cooperación Técnica basodo en el Plan elaborado por el Proyecto, entra en ejecución antes del 16 de Marzo de 1983, re dará por teeminado esto Cooperación Técnica en la fecha de iniciación de la nueva Cooperación.

ANEXO I: PLAN MAESTRO

1. Finalidad

El Proyecto tiene por objeto planear e idear las obras concretas referentes al establecimiento del sistema modelo de acoplo, transporte y distribución, con el fin de contribuir al mejoramiento de la comercialización de hortalizas en la Departamento de Lima.

2. Unidad Ejecutora

Dirección General de Agroindustria y Comercialización, Ministerio de Agricultura, Perú.

3. Contenido del Plan

1. Investigación y análisis de la actual comercialización de hortalizas e identificación de los principales problemas:
 - a. Política de comercialización y entes administrativos
 - b. Situación actual de la comercialización de hortalizas (ruta, cantidad, precio, calidad, facilidades para la comercialización, comerciantes, etc.)
 - c. Estudio de los actitudes acerca del mejoramiento de la comercialización en productores, comerciantes y consumidores.
 - d. Perspectiva de la demanda de hortalizas a mediano y largo plazo.
 - e. Cooperación extranjera.
 - f. Otros.

ANEXO V: LISTA DE TERRENOS, EDIFICIOS Y FACILIDADES

Oficina exclusiva para ejecución de los trabajos de los expertos japoneses en la Dirección General de Agroindustria y Comercialización, Ministerio de Agricultura, Perú.

ANEXO VI: MIEMBROS QUE FORMAN EL COMITE MIXTO

Jeje : Director General de Agroindustria y Comercialización, Ministerio de Agricultura, Perú.

Japón : 1. Líder

2. Expertos recomendados por el Líder

3. Representantes de JICA

Perú : 1. Representante de la Dirección General de Agroindustria y Comercialización, Ministerio de Agricultura.

2. Representante de la Oficina Sectorial de Planificación Agraria del Ministerio de Agricultura.

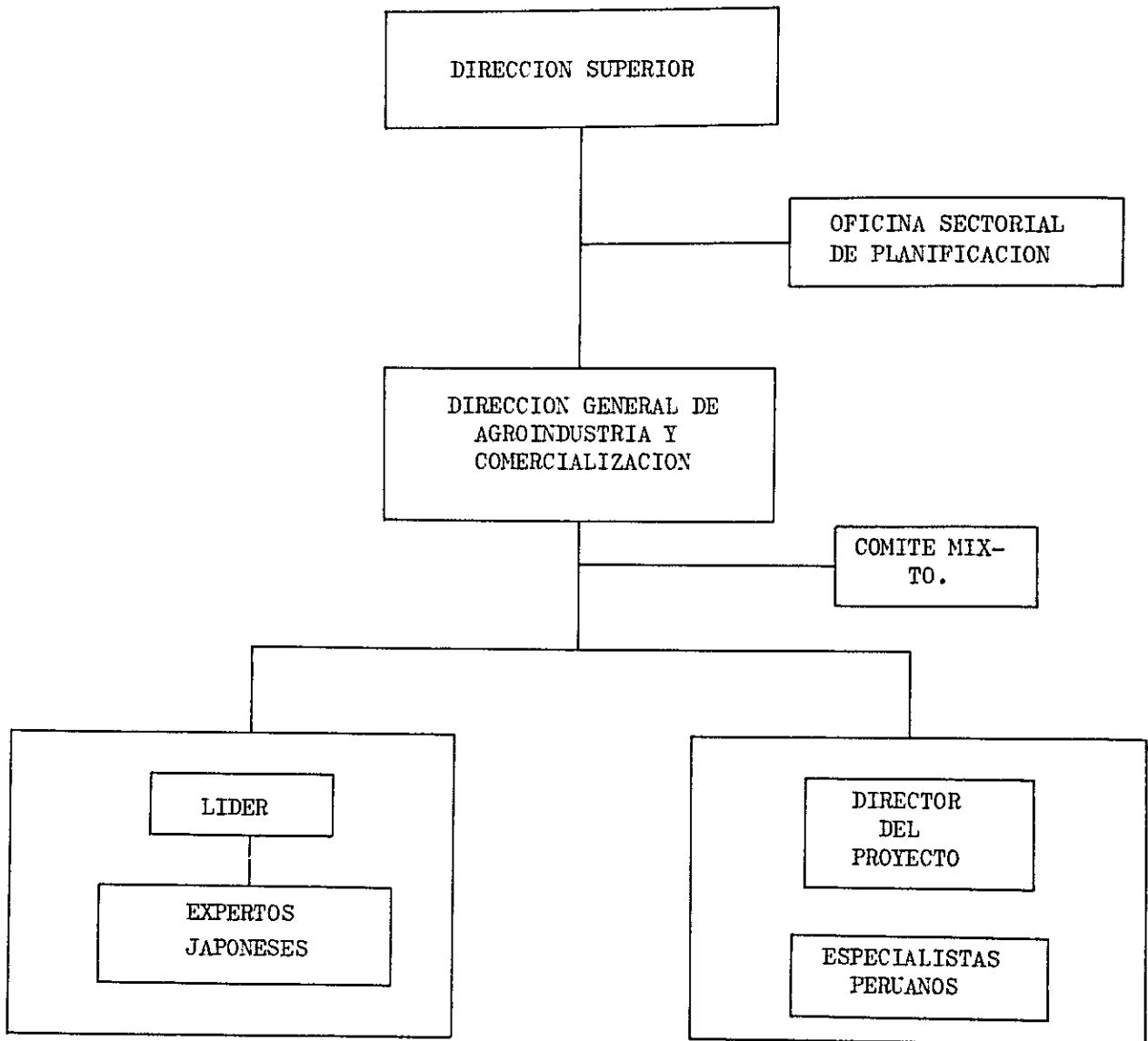
3. Representante de la Dirección Regional del ámbito donde se desarrolle el Proyecto del Ministerio de Agricultura.

Notas:

(1) Los funcionarios de la Embajada Japonesa en el Perú que tengan infina relación con el Proyecto, podrán asistir a la Asamblea del Comité en carácter de observadores.

(2) Los miembros podrán designar su suplente concediéndoles todas las facultades inherentes, sólo en caso que le obligue a ausentarse debido a alguna circunstancia inevitable.

ANEXO VII ORGANIZACION PARA LA EJECUCION



(2) 暫定実施計画書 (西語)

PLAN TENTATIVO DE IMPLEMENTACION

Con la finalidad de concretar las conversaciones sobre el Proyecto de Meloramiento de Comercialización de Hortalizas en el Perú, Las autoridades competentes del Perú y el Grupo Japonés presidido por el Ing.^o Agr.^o Kanji Endo realizaron conversaciones detalladas sobre la ejecución de dicho Proyecto en base a la Acta de Discusiones suscrita con fecha 16 de Marzo de 1981.

Como resultado de dichas conversaciones, las partes confirmaron en tomar las medidas necesarias según el programa y cronograma siguiente :

1. CRONOGRAMA TENTATIVO DE TRABAJO

1.1 INVESTIGACION Y ANALISIS

De Setiembre de 1981 á Agosto de 1982

1.2 RECOMENDACION Y PLANIFICACION DEL PROYECTO

De Setiembre de 1982 á Marzo de 1983

2. PROGRAMA TENTATIVO PARA EL ENVIO
DE EXPERTOS JAPONESES

2.1 A LARGO PLAZO (de Setiembre 1981 á Marzo 1983)

Especialistas en :

- Hortalizas
- Comercialización
- Mercadeo
- Cooperación Técnica

NOTA: El Gobierno del Perú colocará un número adecuado del personal de de contraparte desde Setiembre del presente año acuanado crriben las expertos Japoneses.

2.2 A CORTO PLAZO (por un mes y/o dos meses dentro de Setiembre 81 y Marzo 83).

Especialistas en :

- Plan de Acopio
- Facilidades y Equipos
- Cultivo
- Organización de Cooperativas
- Otros

3. CRONOGRAMA TENTATIVO PARA LA
ADMISION DE BECADOS

3.1 PRIMER AÑO (Abril de 1981 G Marzo de 1982)

Dos (2) personas (entre julio y Agosto)

Alto Funcionario para visita de observación (1)

Personal para Capacitación (1)

3.2 SEGUNDO AÑO (Abril de 1982 á Marzo de 1983)

Tres (3) personas

Alto Funcionario para visita de observación (1)

Personal para Capacitación (2)

NOTA: El plazo y la época de estadía se determinarán tomando en cuenta la especialidad, la Entidad receptora y el pedido del Becado.

4. PROGRAMA DE APROVISIONAMIENTO DE
MAQUINARIAS Y EQUIPOS

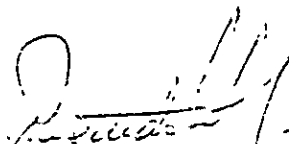
1. Vehículos
2. Motocicletas
3. Copiadora (1)
4. Micro-computadora (1)
5. Equipo audio-visual (1)
6. Equipos y máquinas diversas para Laboratorio, escritorio y otros.

El Programa tentativo enunciado está condicionado a la asignación presupuestal del Año Fiscal correspondiente.

Lima, 16 de Marzo de 1981.



IngºAgrº KANJI ENDO
Lider del Grupo Japonés de
Estudio para Planificar
Proyecto de Mejoramiento de
Comercialización de Hortali-
zas en el Perú



Ingº RICARDO FORT LARCO
Director General de Agroindustria
y Comercialización Ministerio de
Agricultura

IV 今後の実施に関連して留意すべき事項

1. ベルギー国においても野菜は長期貯蔵が困難なため、作柄、収穫時の天候等により値動きは大きく、また市場流通の面で改善を要する点が多々あることは明らかであるが、これまでの調査から、従来の流通組織そのものに性急に手をつけることは種々問題があると思われる。

その改善策については本プロジェクトの成果にかかっているものの、今回の協議においてモデル集出荷センターの設立、運営を中心とする生産者サイドに重きを置いた改善事業を検討することについては、ベルギー側も大筋了解したと考えられる。

2. しかし、野菜生産者を組織化することは、特定業者との長年の結びつき、農協のマネジメント能力に対する不信等の背景もあり、施設提供、融資、生産技術指導等による政府の援助など何んらかの積極的なメリットがなければ困難ではないかと思われる。

3. 協力対象地域であるリマ県の野菜生産者は日系農家が多いところ、この協力が結果的に日系人を支援することはよいとしても、政府関係者、地方社会においてこの協力が日系人支援のみを目的として行われるものと誤解を生ぜしめないよう配慮する必要がある。また、この分野での外国からの協力とも相互補完的な協力となるよう留意する必要がある。

4. ベルギー側関係者の熱意にもかかわらず、政府の財政的能力は未だ極めて限定されていることから、本プロジェクトによる計画作りの過程で、仮りにモデル集出荷センターを設置することとなる場合には日本からの無償資金協力等幅広い協力を検討する必要性が生ずることもありうると考えられる。

V ペルー国における野菜流通の現状と問題点

1. 野菜の生産流通の現状

野菜は、ペルー国の主要食品の1つであり、食糧消費額の35%を占めており、野菜の消費はリマ首都圏が最も大きく、全国消費量の60%を占めている。

野菜の生産は、ペルー国の全県(23県)で行われており、多くの野菜は多毛作が行われ、年2~3回収穫(主として海岸地帯)されている。(表3参照)

1975年の野菜の総収穫面積は64,515 haで、1976年の24品目の主要野菜の収穫面積は、62,700 haであって、その生産量は619,390トン(日本の1978年の野菜の作付面積は61万haで、収穫量は1,641万トン、生産額は16,115億円である)に達している。(表2.4.17参照)

一方、ペルー国内において、栽培、流通している野菜の種類と品種は極めて豊富である。なかでも、1万トン以上の生産量を示している品目として、タマネギ(15万4千トン)、トマト(7万トン)、カボチャ(5万2千トン)、未成熟トウモロコシ(4万5千トン)、ニンジン(3万8千トン)、キャベツ(3万5千トン)、レタス(2万4千トン)、トウガラシ(1万5千トン)、カリフラワー(1万5千トン)、ニンニク(1万3千トン)の10種類が重要野菜となっており、この10種類の野菜で、野菜総生産の約90.4%(1976年)の生産を占めている。

上記の10種類のはか準重要野菜として、ホウレンソウ、カラバサ(カボチャの一種)、セルリー、赤カブ、ダイコン、リーキ、カイワレ、アスパラガス、ミツバ、食用アザミ、キュウリ、ハンカタイコン、フタソウ、メボーキの14種類があげられ、(表2.4参照)この24種類の野菜が主要野菜として農業省の統計の対象品目となっている。

野菜の主産地は、リマ県、フニン県、アレキッパの3県であって、リマ県は、大都市市場を近くにかかえ交通の便が良いため、カリフラワー(76%)、トマト(49%)、キャベツ(45.6%)、ホウレンソウ等のいたみやすい野菜の生産が特に多い。

東部のフニン県は、ワンカイヨー市、タルマ市の両地域を中心にして、チジャ、レタス(76%)、ニンジン(58%)、生食用トウモロコシ(29.3%)を主として生産している。(表8参照)

アレキッパ県のアレキッパ市を中心とする南部では、タマネギ(57.7%)、ニンニク(63.2%)が特産品目として生産されている。(表7.8.9参照)

各地で生産された主要農産物は、リマを中心に集まり、それから、リマ首都圏及び地方に分散する。

重要野菜10品目の総生産量に占めるリマ県内の生産割合(1976年)は、カリフラワ

ー76%、カボチャ53%、トマト49%、キャベツ45%、その他の野菜53%となっている。(表11参照) 1976年のリマ県における全野菜と10野菜の生産量を対比してみると表16のとおり、総生産量180,361トンのうち10野菜の生産量は、148,411トンであって約823%に及んでいる。

表/ペルーの主要農産物の生産量

(単位:トン)

産物	生産量		産物	生産量		産物	生産量	
	1971年	1976年		1971年	1976年		1971年	1976年
牧草			コショウ	75	262	トマト	69,955	69,468
アルファルファ	6,345,770	6,250,720	茶	9,633	12,717	ニンジン	24,537	38,198
その他	7,771,250	8,458,800	グレープフルーツ	6,840	5,705	豆類		
永年作物			ブドウ	62,910	63,728	インゲン豆	48,083	49,934
アナット	1,101	932	Zapote	6,183	5,402	(乾燥)		
カカオ	2,173	2,607	Aguaje	1,110	5,460	エンドウ豆	2,892	2,311
コーヒー	70,587	65,445	穀物類			(乾燥)		
ココカ	14,351	10,724	米	591,111	570,415	塊根類		
ココヤシ	11,840	8,219	大麦	158,818	149,517	サンマイモ	167,981	162,547
ゴム	407	409	トウモロコシ	616,368	725,659	ジャガイモ	1,968,308	1,666,999
マクエン	10,703	12,585	Quinua	6,405	8,676	タビオカ	481,875	402,486
(Lima)			ソルカム	17,663	45,945	飼料		
レモン	57,368	65,960	小麦	122,225	127,497	大麦	99,123	89,710
ルクモ	1,641	1,657	果実類			トウモロコシ	354,438	280,520
オレンジ	17,615	18,038	パッション	2,621	3,125	ソルカム	54,219	18,516
マンゴー	59,773	69,127	フルーン			工業用農産物		
リンゴ	74,752	74,852	落花生	1,670	1,899	ゴマ	106	138
Maracuya	671	2,101	メロン	9,058	9,151	綿	232,434	164,511
カシューナッツ	1,635	1,283	パイナップル	55,394	65,164	ウイキョウ	45	41
モモ	25,343	30,140	バナナ	919,022	711,080	砂糖キビ	225,675	185,170
マルメロ	8,549	9,228	野菜類			アルコール		
ミカン	236,442	172,114	ニンニク	7,461	12,730	砂糖キビ砂糖	8,309,542	8,791,542
オリーブ	10,261	11,800	セロリー	5,113	10,075	砂糖キビ黒砂糖	223,016	233,050
オイル・パーム	776	4,362	タマネギ	157,731	153,902	Cube	3,067	3,300
アボガド	83,827	67,477	アスパラガス	2,445	2,745	トウゴマ	52	25
ベカン	360	398	Poro	2,458	3,385	Patillo	672	526
ナシ	7,017	7,779				タバコ	2,386	5,527

注) 出所:ペルー農業省

表2 ペルーにおける重要及び準重要野菜の年次別生産量

(単位 トン)

野菜	1961	1965	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	76/70 x100
とうがらし	13,150	12,687	19,030	19,443	1,802	14,738	14,255	13,288	14,604	76
にんじん	6,490	7,057	6,961	7,458	1,002	10,051	10,369	11,285	12,730	182
たまねぎ	57,660	101,945	159,146	157,737	149,947	136,347	148,768	141,594	153,902	96
ピーマン	-	31,038	41,398	44,607	41,455	39,158	45,146	34,931	34,477	77
カリフラワー	-	-	17,662	17,904	16,455	11,246	13,145	12,460	14,548	82
レタス	-	-	23,128	21,082	18,493	18,661	24,970	23,205	24,829	107
未成熟とうもろこし	-	83,495	133,405	136,947	144,878	148,811	151,797	157,799	145,168	103
トマト	32,000	50,972	61,884	60,793	68,835	65,177	69,955	70,469	69,468	112
にんじん	-	-	25,163	24,537	25,462	25,731	28,358	36,240	38,198	151
かぼちゃ	-	-	70,239	63,554	52,399	49,149	48,186	51,529	51,746	73
重要野菜小計(a)	109,300	287,194	561,016	554,062	520,728	519,069	554,949	552,800	559,670	99
指数(1970年基準)			100	99	92	92	98	100	101	
準重要野菜	222,500	206,212	48,782	51,621	46,278	42,668	48,482	60,330	59,720	122
合計(b)	391,800	493,406	609,798	605,683	567,006	561,737	603,431	613,130	619,390	101
a/b x 100			92	91	92	92	92	90	90	

表3 県別重要野菜生産量(1976年)

県	トウモロコシ	ピーマン	レタス	カリフラワー	トマト	かぼちゃ	にんじん	たまねぎ	とうがらし	合計
Tumbes	18	0.12	47	0.02					441	0.64
Piura	15	0.12	90	0.62	11,942	7.76			803	1.16
Lambayeque	641	4.42	1,070	0.78	1,785	5.19	1.5	0.79	7,700	11.08
Cajamarca	821	6.45	436	2.99	318	0.20	2,250	6.53	142	0.20
La Libertad	335	2.63	690	4.72	1,021	0.87	1,270	3.68	11,600	16.70
Amazonas	48	0.38	17	0.12	80	0.05	298	0.86	32	0.06
Ancaes	438	3.44	1,064	7.29	7,393	2.25	540	5.7	29	0.20
Paero	2,600	17.80	88	0.62	75	0.22			20	0.03
Huánuco	1,190	9.35	226	1.55	1,056	0.04	425	1.81	169	0.24
Sao Martín	120	0.82	72	0.46	150	0.44			280	0.40
Junín	320	1.73	285	1.95	37,954	13.06	5,006	4.50	2,700	18.56
Lima	1,329	10.44	4,825	33.04	12,000	0.13	15,728	45.62	11,064	76.05
Ica	270	1.85	1,060	0.69	63	0.18			4,200	6.05
Huancavelica					1,078	0.70	675	1.96	65	0.09
Arequipe	8,049	62.23	534	3.66	65,154	42.33	1,300	3.77	4,010	5.77
Ayacucho	60	0.47	25	0.17	1,473	0.95	660	1.91	180	0.26
Apurímac	15	0.12	13	0.09	406	0.29	840	2.44	240	1.65
Cusco	176	1.20	2,861	1.85	2,765	5.99			1,248	1.80
Moquegua	120	0.94	60	0.43	698	0.45	150	0.44	175	0.25
Tarma	90	0.70	2,310	15.82	1,830	1.19	945	2.74	975	1.40
Puno	108	0.88	1,340	0.87	37	0.06			20	0.03
Loreto	100	0.88	144	0.09	25	0.07			234	0.34
Madre de Dios										
計	12,730	100.00	14,604	100.00	153,902	100.00	34,477	100.00	14,548	100.00

1977-78年資料は1979年上半期末までのものである。

表4 ベルギーにおける野菜種類別収かく面積及び生産量(1976年)

(単位: ha, トン)

野菜	収かく面積	%	生産量	%
ふだんそう	70	0.11	760	0.12
とうがらし	2,870	4.57	14,604	2.36
にんにく	2,105	3.35	12,730	2.05
めぼうき	40	0.06	400	0.06
食用あざみ	305	0.48	2,055	0.33
セリリー	680	1.08	10,075	1.63
赤かぶ	545	0.87	8,766	1.41
カイフのり	375	0.60	2,976	0.48
オラハサ	650	1.03	7,405	1.20
たまねぎ	8,210	13.09	153,902	24.85
キャベツ	2,300	3.67	34,477	5.57
カリフラワー	1,015	1.61	14,548	2.35
アスパラガス	465	0.74	2,745	0.44
ほうれんそう	540	0.86	11,580	1.87
たごこん	315	0.50	4,044	0.65
レタス	1,495	2.38	24,829	4.01
未成熟とうもろこし	28,665	45.71	145,168	23.44
きゅうり	150	0.24	1,950	0.31
リーキ	250	0.39	3,385	0.55
はつかだいこん	110	0.17	1,424	0.23
トマト	5,425	8.65	69,468	11.22
にんじん	2,090	3.33	38,198	6.17
かぼちゃ	3,805	6.06	51,746	8.35
クレンソ	225	0.35	2,155	0.35
計	62,700	100.00	619,390	100.00

出 所: 1976年年次農牧統計による。以下特記する場合の他は同じ

表5 主要野菜の年次別生産量及び輸出量推移

(単位 トン)

年次 野菜	1972			1973			1974			1975			1976		
	生産	輸出	%	生産	輸出	%	生産	輸出	%	生産	輸出	%	生産	輸出	%
にんじん	10,002	3,704	37.03	10,051	3,305	32.88	10,369	1,499	14.46	11,285	1,171	10.38	12,730	2,398	18.84
とうがらし	15,802	247	1.56	14,738	215	1.46	14,255	376	2.64	13,288	321	2.42	14,604	117	0.80
たまねぎ	149,947	175	0.12	136,347	347	0.25	148,768	1,410	0.95	141,594	345	0.24	153,902	833	0.54
キャベツ	43,495			39,158			45,146			34,931			34,477		
カリフラワー	16,455			11,246	3	0.03	13,145			12,460			14,548		
トマト	69,835	125	0.18	65,177	182	0.28	69,955	177	0.25	70,469	120	0.17	69,468	63	0.09
かぼち	52,399	41	0.08	49,149	26	0.05	48,186	53	0.11	51,529	30	0.06	51,746	26	0.05
にんじん	25,462			25,731			28,358	16	0.06	36,240	3	0.01	38,198		
未成熟 とうもろこし	144,878			148,811			151,797			157,799			145,168		
レタス	18,493			18,661			24,970			23,205			24,829		

輸出量は一次生物換算数量、%は輸出量/生産量比

出所：1971～76年は年次農牧統計、1972～74年は農畜産物輸出入貿易統計による

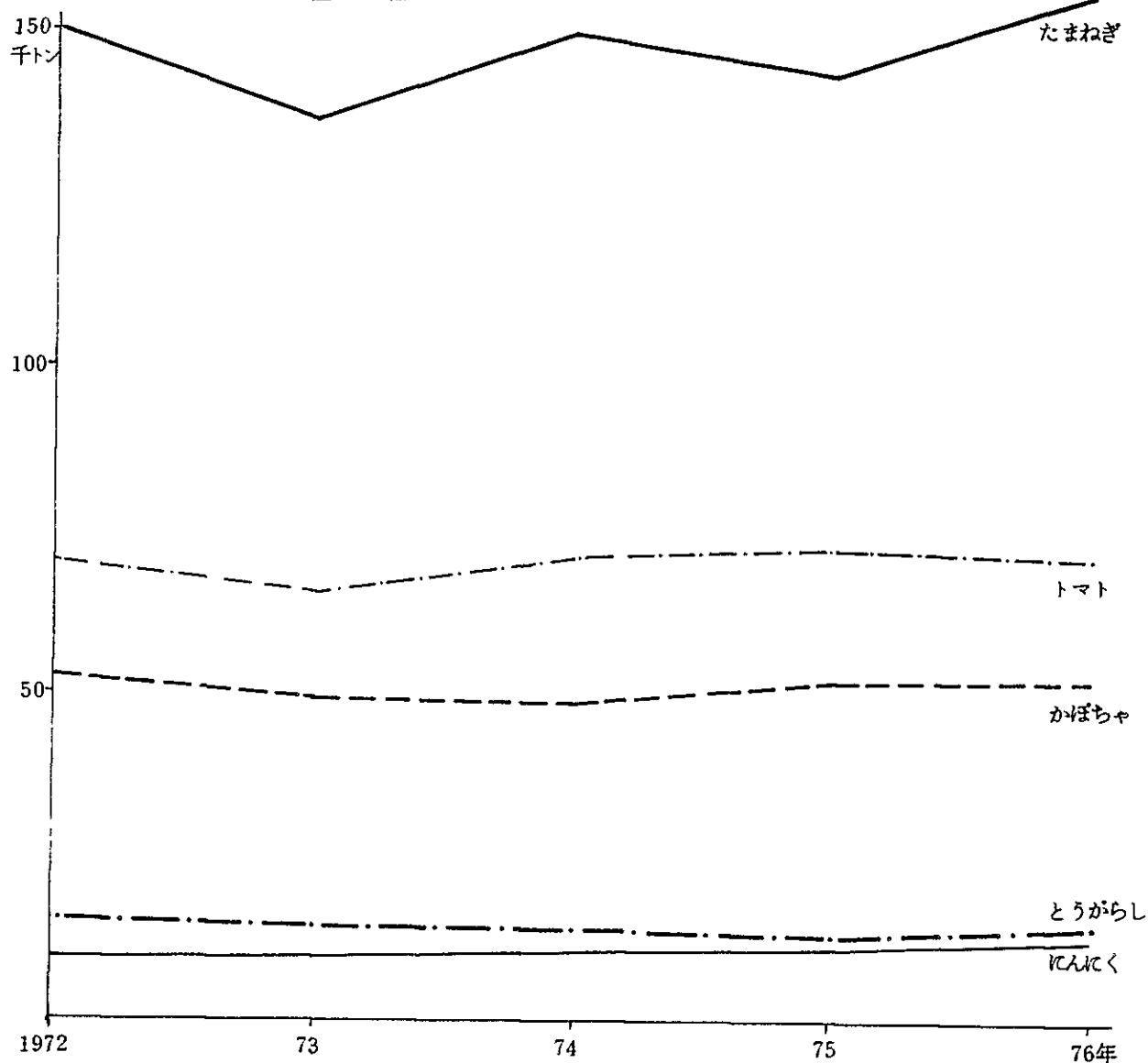
表6 ペルーの主な輸出

(単位 1000ドル, FOB)

	1972	1973	1974	1975	1976
水産物	278,779	148,740	241,881	208,406	180,577
魚粉	233,189	135,895	195,856	164,767	156,154
魚油	37,293	32	38,282	37,922	-
冷凍魚その他	1,962	4,895	2,773	1,669	16,765
魚缶詰	6,335	7,918	4,970	4,048	7,658
農畜産物	176,656	245,722	300,664	434,293	329,283
砂糖	77,121	86,628	153,732	295,459	92,005
綿	46,647	62,277	93,821	59,838	75,866
コーヒー	48,816	64,282	34,848	49,292	106,248
羊毛	6,072	11,796	7,139	11,375	25,807
その他	-	20,739	11,124	18,329	29,357
銅	188,540	284,295	347,902	155,118	218,619
その他の金属	236,755	282,428	476,050	445,300	463,625
その他	62,053	79,883	138,829	69,848	87,611
合計	942,783	1,041,068	1,505,326	1,312,965	1,279,715

出所：Banco Central de Reserva del Peru, Memoria 1976

図1 輸出野菜生産量推移グラフ



出所：農業省流通総局

表7 主要県別野菜作付面積、生産量、生産額一覧(1975年)

(単位：ha, トン, ノーレス)

項目 県	面積		生産量		生産額	
	実数	%	実数	%	実数	%
リマ県	14,280	22	172,334	28	907,746	31
フィン県	9,325	15	135,383	22	640,657	20
アレキバ県	4,555	7	88,642	15	521,159	16
小計	28,160	44	396,369	65	2,069,562	67
その他の県	36,355	56	216,701	35	1,075,573	33
合計	64,515	100	613,130	100	3,208,135	100

出所：農業省流通総局

表 8 全国に占める主要県の野菜生産割合(1976年)

(単位：%)

県	項目	野 菜	当 該 県	その他の県	計
アレキープ (リマ市より南方1100軒 のアンデス山脈にある標 高2300米の高原)		に ん に く	6323	36.77	100
		た ま ね ぎ	4233	57.67	100
フニン (リマ市より約300軒東方 のアンデス山脈のマタ ロー谷にあり標高3200 米の山間峡谷高原)		に ん じ ん	57.80	42.20	100
		未成熟とうもろこし	29.28	70.72	100
		レ タ ス	76.12	23.88	100
リマ (ペルーの首都大太平洋岸に 面する)		と う が ら し	3304	66.96	100
		キ ャ ベ ツ	4562	54.38	100
		カリフラワー	7605	23.95	100
		ト マ ト	4913	50.87	100
		か ぼ ち ゃ	5345	46.55	100

出所：農業省流通総局

表 9 主要県別重要野菜種類別単収

(単位：トン/ha)

野 菜	県	リマ	フニン	アレキープ	全 国
と う が ら し		6.0	1.8	2.9	5.1
に ん に く		6.8	5.5	6.9	6.0
た ま ね ぎ		14.5	21.9	32.1	18.7
キ ャ ベ ツ		19.3	20.0	11.8	15.0
カリフラワー		14.2	18.0	10.0	14.3
レ タ ス		11.0	21.0	12.5	16.6
未成熟とうもろこし		7.0	8.4	7.0	5.1
ト マ ト		13.7	—	15.1	12.8
に ん じ ん		16.2	23.9	20.0	18.2
か ぼ ち ゃ		14.9	14.0	11.7	13.6
重要及び準重要野菜平均		12.2	14.7	18.2	9.9
(品 目 数)		(24)	(18)	(16)	(24)

出所：農業省流通総局

表10 リマ県における野菜栽培農家戸数及び栽培面積の推移

(単位：戸， ha)

年 度	戸 数		面 積	
	農 家 戸 数	野菜栽培農家戸数	農 地 面 積	野菜栽培面積
1975	7,570	3,180	150,000	22,100
1976	7,630	3,299	148,100	22,300
1977	7,760	3,446	145,000	22,400
1978	8,405	3,652	142,000	19,712
1979	8,760	3,857	140,691	19,500

野菜栽培面積は収かく延面積

出 所： 第5農政局調査提出資料による

表11 全国に占めるリマ県の野菜生産割合(1976年)

(単位：%)

野 菜	リ マ 県	そ の 他 の 県	計
に ん じ ゅ	10.44	89.56	100
と う が ら し	33.04	66.96	100
た ま ね ぎ	0.13	99.87	100
キ ャ ベ ノ	45.62	54.38	100
カ リ フ ラ ワ ー	76.05	23.95	100
ト マ ト	49.13	50.87	100
か ぼ ち ゃ	53.45	46.55	100
に ん じ ゅ	22.07	77.93	100
未成熟とうもろこし	15.87	84.13	100
レ タ ス	8.84	91.16	100
そ の 他 の 野 菜	53.50	46.50	100

出所：農業省流通総局

表12 リマ県における地区別重要野菜栽培概況

(単位: 戸, ha, トン)

項目 郡・地区	野菜農家戸数 % 'a'		面積 % % % 'b'				生産量 % % % 'c'		
チャンカイ郡									
バランカ	100	4	1200	22	10	120	14,516	22	9 121
ワチョ	250	8	2010	37	17	82	19,090	28	12 94
ワラル	640	20	2260	41	18	35	33,733	50	22 150
計・平均	990	32	5,500	100	45	56	67,339	100	43
リマ郡									
ブエンテ ビエトラ	75	2	1,170	29	9	156	13,620	24	9 116
リマック	1600	51	2,830	71	23	18	42,864	76	27 151
計・平均	1,675	53	4,000	100	32	24	56,484	100	36
カニエテ郡									
ルリン	150	5	865	31	7	58	11,855	36	8 137
マラ	75	2	260	9	2	35	3,500	11	2 135
カニエテ	250	8	1,705	60	14	68	17,264	53	11 101
計・平均	475	15	2,830	100	23	60	32,619	100	21
合計(県) ・平均	3140	100	12330	100	39	156442	100	127	

(備考) 1 本表は、第5表面積14280 ha、52頁1戸当り経営規模69 ha(全野菜)、

第7表生産量172344トン、54頁採収122トンと一致しない。

2 重要野菜については、9-4 野菜の名称について参照。

本表が対象とする野菜は、とうがらし、キャベツ、カリフラワー、トマト、かぼちゃ、セロリ、たまねぎ、未成熟とうもろこし、レタス、にんじんの10品目で、重要野菜10品目中のにんじのか、セロリに入れ替っている。

地区 (Valle)	リマからの距離
バランカ (Barranca)	150 Km
ワチョ (Huacho)	140
ワラル (Huaral)	70
ブエンテビエトラ (Pte. Piedra)	30
リマック (Rimac)	0
ルリン (Lurin)	40
マラ (Mala)	90
カニエテ (Cañete)	150

表13 リマ県における野菜の作付面積，農家戸数，生産量

(単位： ha, 戸, トン)

野菜	項目	作付面積	栽培農家戸数	ha/戸	生産量	トン/ha
ふ	だんそう	65	130	0.50	780	12.0
と	うがらし	800	800	1.00	4,825	6.0
に	んにく	195	100	1.95	1,329	6.8
め	ぼうき	40	80	0.50	400	10.0
セ	ルリー	600	900	0.66	9,120	15.2
赤	かぶ	350	300	1.16	6,300	18.0
カ	イグワウリ	150	100	1.50	1,800	12.0
カ	ラバサ	45	65	0.69	585	13.0
た	まねぎ	1,380	800	1.72	20,010	14.5
キ	ャベソ	815	815	1.00	15,728	19.3
カ	ジフラワー	780	780	1.00	11,064	14.2
ア	スベラカス	15	10	1.50	45	3.0
ほ	うれんそう	30	50	0.60	360	12.0
レ	タス	200	500	0.40	2,194	11.0
未	成熟とうもろこし	3,330	1,000	3.33	23,040	7.0
た	いこん	240	400	0.60	3,600	15.0
き	ゆり	150	200	0.75	1,950	13.0
リ	ーキ	200	300	0.66	3,000	15.0
は	つかだいこん	80	240	0.33	1,120	14.0
ト	マト	2,500	1,500	1.66	34,131	13.7
に	んじん	520	400	1.30	8,430	16.2
か	ぼちャ	1,860	600	3.10	27,660	14.9
ク	レソソ	160	320	0.50	1,870	11.0
食	用あざみ	240	50	4.80	1,200	5.0
計		14,745		1.67	180,611	12.2

栽培農家戸数は，第5農政局の推定による。

表14 リマ県における主要野菜の収かく面積及び生産量推移

(単位：ha、t)

野菜	1971		1972		1973		1974		1975		1976	
	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量
にんじん	210	1,350	265	1,808	240	1,597	220	1,465	190	1,296	195	1,329
とうがらし	1,090	6,492	985	5,412	835	5,346	910	5,559	780	4,703	800	4,825
たまねぎ	1,095	12,929	1,230	16,668	985	13,687	1,195	17,363	1,420	20,336	1,380	20,010
キャベツ	1,350	20,800	1,080	20,423	1,140	20,028	1,315	25,455	820	15,770	815	15,728
カリフラワー	1,075	15,962	935	14,467	675	9,303	750	10,971	780	11,291	780	11,064
トマト	2,510	29,910	2,640	36,260	2,270	30,979	2,655	36,346	2,490	33,375	2,500	34,131
かぼちゃ	1,940	34,560	1,870	27,536	1,390	20,504	1,490	22,004	1,700	25,915	1,860	27,660
りんじん	240	3,260	235	3,738	305	4,885	315	5,038	425	6,825	520	8,430
未成熟とうもろこし	3,380	24,529	3,415	26,634	2,995	23,895	2,960	22,215	3,215	22,128	3,330	23,040
レタス	120	1,320	140	1,404	160	1,692	175	1,779	190	2,026	200	2,194

出所 1971～76年々次農牧統計による

表15 リマ県における野菜農家1戸当り経営規模推移

(単位：戸、ha)

年次	野菜栽培農家戸数	野菜栽培面積	ha / 戸
1975年	3,180	22,100	6.9
1976	3,299	22,300	6.8
1977	3,446	22,400	6.5
1978	3,652	19,712	5.4
1979	3,857	19,500	5.1

注 面積は収獲延面積、従って経営規模が大きくなってきている。

表16 リマ県における野菜種類別生産量(1976年)

(単位：トン)

野菜	生産量	%
にんにく	1,329	0.74
とうがらし	4,825	2.68
たまねぎ	20,010	11.09
キャベツ	15,728	8.72
カリフラワー	11,064	6.13
トマト	34,131	18.92
かぼちゃ	27,660	15.34
にんじん	8,430	4.67
未成熟とうもろこし	23,040	12.77
レタス	2,194	1.22
その他の野菜	31,950	17.72
計	180,361	100.00

出所 1971～76年年度農牧統計による

2. 野菜の消費の現状

ペルー国における野菜の消費は、生産の季節性、価格、消費習慣（スープ等煮て食す割合が多い）等の相違から、地域毎にも又、種類別にも差があるが、全体の消費量は生産量（619,390トン）の85%（526,482トン）と推定される。このうちリマ市場への入荷量は419,039トンである。これは、総生産量の68%に相当する。

なお、ペルー国における1人当りの年間の野菜の消費量は39kg（1976年）であって、国際的に見ても低水準にある。

例えば、日本の場合は高水準国に位置し、年間1人当り127kg（75/76）で世界第5位を占めているが、ペルー国の年間1人当り39kg（1973年）とはほぼ等しい。

このことから見ても、今後、野菜の消費を増加させる必要性が痛感されるところである。

（表17、19参照）

最近の7カ年間の10野菜の消費量を1970年を基準として1976年との対比を見ると、最も伸び率のよいのがニンニクで182%、次いでニンジン151%、トマト112%、レタス107%、未成熟トウモロコシが103%の伸び率を示している。（表2参照）

重要野菜10品目の合計では99%と減少傾向を示している。最も落ちこんでいるのは、カボチャ73%で次にトウガラシの76%、キャベツ77%、カリフラワー82%であり、生産量の最も多いタマネギも96%と減少を示している。ただし、準重要野菜全体では122%と22%の増加を示している。

以上のことから、重要野菜24種類の合計では101%とわずかに1%だけ増加が見られた。（表2参照）

表17 ベルーにおける野菜消費の推移

(単位: ha, トン, キロース, 千人)

年 度	面 積	生産量	販売金額	人 口	1人当り消費	
					Kg/年	g/日
1961	31,700	391,800	431,275	9,906	40	109
1965	50,810	493,406	707,977	11,750	42	115
1970	60,357	609,798	1,081,170	17,447	45	123
1971	61,150	605,683	1,191,410	13,830	44	120
1972	60,953	567,006	1,466,905	14,224	40	109
1973	58,765	561,737	1,833,825	14,628	38	105
1974	60,900	603,431	2,271,998	15,044	40	110
1975	64,515	613,130	3,208,135	15,470	40	109
1976	62,700	619,390	3,496,418	15,908	39	107

1961年の野菜には未成熟とうもろこしが含まれていない。61年、65年、70年以降が対象とする野菜品目はそれぞれ若干異なる。

出 所 1 1961年、1965年はベルー農業統計、1970～76年は年次農牧統計による。

2 1961年人口は第6回人口センサス、1965～76年人口は国家統計局の推計による。

表18 年次別重要野菜のリマ首都圏入荷量

(単位: トン, 人口, 千人)

年次	野菜										計	首都圏 人口	Kg/年	g/日
	とうがらし	ニンニク	たまねぎ	キャベツ	カリフラワー	レタス	未成熟 とうもろこし	トマト	ニンジン	かぼちゃ				
1975												3,831		
1976	9,780	9,391	93,775	11,554	16,176	13,366	49,731	52,261	33,906	37,300	327,540	4,008	81	223
1977	12,179	8,621	105,740	16,479	18,586	17,546	63,073	70,576	48,689	49,960	411,449	4,189	98	269
1978	11,781	7,338	104,296	10,980	19,371	7,643	54,378	54,684	41,146	39,730	351,355	4,376	80	219
1979	7,536	8,605	70,656	18,423	22,947	5,104	47,218	39,341	32,407	29,756	281,988	4,567	61	169

1979年は、10ヶ月間(1～10月)の実績

出 所 人口は国家統計局の推計人口(1970～2000年各年7月30日現在)による。

表19 野菜の年間1人当り消費量の国際比較

区分 国名	野菜消費量 (Kg)	(参考) 果実消費量 (Kg)	年次	野菜の 自給率 %
日本	⑤ 1270	59.9	'75/'76	99
アメリカ	1030	70.8	'73	99
カナダ	624	77.7	'73	
オーストラリア	69.5	76.6	'72	
ニュージーランド	86.8	68.5	'72	
西ドイツ	705	121.6	'73	42
フランス	111.8	76.8	'73	97
イタリア	① 153.4	110.7	'73	114
イギリス	66.5	49.6	'73	82
オランダ	87.3	100.2	'73	176
ベルギー・ルクセンブルグ	93.7	75.9	'73	
スイス	84.1	120.2	'72	
ギリシャ	③ 139.4	142.5	'67	
スペイン	④ 131.4	112.4	'73	
ポルトガル	② 149.0	101.6	'73	
オーストリア	74.2	103.9	'73	
ユーゴスラビア	80.3	62.2	'73	
デンマーク	49.5	59.9	'73	
フィンランド	22.2	48.9	'72	
スウェーデン	39.1	81.4	'73	
ノルウェー	36.6	69.7	'73	
韓国	67.7	15.3	'73	
フィリピン	28.8	47.8	'69	
ブラジル	14.6	54.8	'70	
インド	3.7	17.5	'69/'70	
タイ	40.26 (農家)		'77/'78	
	34.92 (非農家)			

(資料) : OECD「Food consumption Statistics 1955-1973」
 FAO「Production Year Book 1971」及び最近の海外資料をもとに
 官房調査課による推計値

3. リマ首都圏の野菜の流通

1976年のリマ首都圏への野菜の入荷量は、419,039トンで全国生産量の68%を占め、1日当たり1,148トンの入荷量を示している。

このうち、重要野菜10品目の入荷量は322,660トンで全体の77%を占めている。残りの23%の96,379トンは、セルリー、ホウレンソウ、テンサイ、グリーンピース、ソラマメ、ニラ、ワケギ等である。

リマ市場から地方への転送量は首都圏入荷量の5～10%程度と推定されている。

(リマ首都圏における1日当りの品目別消費推定量)

品 目	消 費 推 定 量
タ マ ネ ギ	254トン
ト マ ト	130
ト ウ モ ロ コ シ	128
カ ボ チ ャ	101
キャベツ・カリフラワー	100
ニ ン シ ン	97
チシャ・レタス	36
ニ ン ニ ク	23
ト ウ ガ ラ シ	15
小 計	884トン/1日当たり
	322,660トン/1年当たり

野菜の流通は、従来から卸商が自由を買付け集荷するケースと、各種取扱業者である集荷業者、仲介人、輸送業者等がめいめいのやり方で買取るケースがあり、これが慣行になっている。その他に収穫物を畑ごと買付ける背田買いの場合もある。

又、取扱量は少いが、SUPER-EPISA(政府機関である農牧サービス公社直営のセルフサービスチェーン店)を通して販売されており、流通改善の政府関与は初期段階にある。

野菜の収穫物の取引は多くの場合前金払いで収穫物の買取りが約束され、収穫後直ちに現金払いで清算される。これらの収穫物は、その収穫時に現行法による定められた野菜の種類別の規格はほとんど実行されていないことが多く、流通業者や生産者の自主規格にまかしているのが実情である。

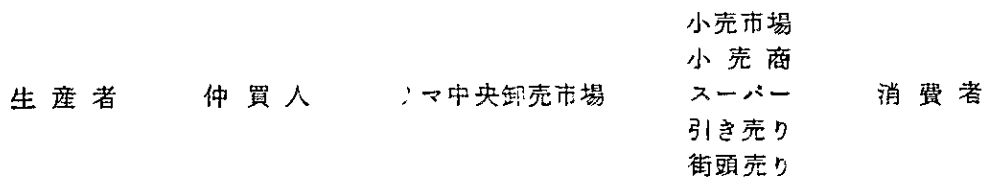
そのため、ほとんどの野菜がきわめて、まちまちで不揃のしかも鮮度の落ちた状態で取引されている。そして、野菜の種類によっても異なるが、多くの場合圃場で袋やかごにバラ詰め

されるが又、トラックにちかにバラで積み込まれる（トラックは無蓋車）。このほか、一部品目は（トマト、キュウリ）収穫物が農家の納屋（極めて簡単な施設）にいったん運ばれ、そこで生産農家が雇った人夫か仲介人の雇った人夫によって大小のおおまかな区分に仕分けされて箱詰め又は袋詰めが行なわれる。この場合にも箱詰め袋詰めされずに（野菜の種類によって異なるがキュウリ、セルリー、カボチャ、トウモロコン等）バラのままトラックに積み込まれて市場に搬出される場合もある。ここまでの作業（収穫後から荷造り包装）の経費は生産者持ちの場合と流通業者持ちの場合とがあるがこれも野菜の種類によって区別されている。

トマトの場合は、トマト用の木箱を取扱い商人より生産者が購入し、生産者自身はトマトを箱に詰める技術がないのでこれを詰める技術を持った人夫を雇って箱詰めを行っているが、多くの場合流通業者が雇った人夫が箱詰めを行い箱の上に突き出して山盛りに詰める習慣があり、この、山盛りの部分は仲買人等の流通業者の利益となっている。又、山盛りのため箱を重ねて積むことができないなど輸送や流通上の問題となっている。

ダンボール箱を利用しているのはレモンに限られ、それ以外の品目にはダンボール箱は一般的に使用されていない。一般的には木箱、綿糸袋、竹カゴ等が多く利用されている。

（一般的な流通経路）



流通業者の代表格の仲買人は、トラックを所有し（1～6台）運送業者を兼ねている。仲買人は圃場で生産者から収穫物を買入れ、現場又は数日後に生産者に現金を支払う（この場合市場価格以下である）。

仲買人のトラックはいったんリマの中央卸売市場に入る。リマ中央卸売市場には、毎日、2,000トンの入荷があり、200台（1台当り10トン）のトラックで運ばれてくる。

リマ中央卸売市場に入る野菜の種類は、100種類以上に及んでいる。

最初のトラックが午前2時～3時に市場に到着し（市場内には午前3時からでないとは入場できない）売買が最終的に終るのは午後2時ごろとなる。

又、市場内の行列を組む野菜を満載したトラックの列にメルカード・マヨリスタと呼ばれる市場仲買人が来て相対で売り買いするが、市場が狭く、行列もあまりにも長びくので、コレンティスタという市場外で荷を売買する者がいてここでも相当売買が行なわれる。これは、

運送業者（仲買人）が市場内に搬入するまで時間があまりにもかかりすぎるので待ちきれずにこのような販売が成立している。

リマ中央卸売市場から売り出される荷の60%が小売商、30%が行商（街頭小売）、10%がスーパーマーケットに流れる。

又、中央卸売市場内でフロシキを払って小売をする（これは違法である）者（アラビアンテと呼ばれる）も非常に多く、中央卸売市場は連日大混雑を呈している。

表20 リマ集荷センターに於ける主要野菜の季節別集荷割合（%表示）

（過去7ヶ年の平均）

生産物	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
セロリ	742	350	451	586	781	962	637	925	918	1214	1268	1166
てんさい	976	714	707	452	720	528	437	1091	1227	1031	1197	920
たまねぎ	2542	2384	921	148	111	051	090	103	324	508	775	2043
きゃべつ	884	704	556	527	564	611	541	861	1196	1176	1353	1027
カリフラワー	925	1118	812	576	860	1437	985	843	747	661	595	441
乾し野菜	266	233	196	311	432	1241	1936	1866	1818	730	653	318
トマト	1592	1115	1252	1626	1150	651	456	388	254	311	317	888
かぼちゃ	1136	455	360	482	435	556	606	826	1143	1185	1205	1611
にんじん	476	074	045	017	012	003	354	1347	1774	2032	1675	2191

出所：農業省流通総局

表 2 1 首都圏小売市場数

地 区	市	管	区	管	組合経営	私 営	組合経営 (認可手続中)	計
San Juan de Lurigancho	-	5	4	8	-	-	-	17
Carabaylo	3	-	1	4	-	-	-	8
San Martín de Porras	-	3	4	6	-	-	-	13
La Victoria	-	9	4	9	-	-	-	22
Breña	-	4	2	4	-	-	-	10
San Juan de Miraflores	1	-	2	-	4	-	-	7
Villa María del Triunfo	4	-	6	19	-	-	-	29
Surquillo	-	3	2	2	-	-	-	7
Barranco	-	2	1	-	-	-	-	3
Chorrillos	-	3	2	6	-	-	-	11
Pachacamac	-	1	-	-	-	-	-	1
Lurín	-	1	-	-	-	-	-	1
Punta Negra	-	1	-	-	-	-	-	1
San Bartolo	-	1	-	-	-	-	-	1
Pucusana	-	1	-	-	-	-	-	1
Comas	-	1	8	-	13	-	-	22
Lince	-	3	-	3	-	-	-	6
Pueblo Libre	-	1	1	6	-	-	-	8
Rímac	-	5	1	3	-	-	-	9
Cieneguilla	-	1	-	-	-	-	-	1
La Molina	1	-	-	-	-	-	-	1
San Luis	-	-	4	3	-	-	-	7
Agustino	-	1	1	-	-	-	-	2
Ate - Vitarte	-	2	-	1	-	-	-	3
Chaclacayo	-	1	2	-	-	-	-	3
Magdalena	-	1	-	1	-	-	-	2
Jesús María	-	1	-	2	-	-	-	3
Ventanilla	-	1	-	1	-	-	-	2
Ancón	-	1	-	-	-	-	-	1
Puente Piedra	-	1	-	1	-	-	-	2
Santiago de Surco	-	2	1	2	-	-	-	5
San Isidro	-	1	-	-	-	-	-	1
Miraflores	-	1	-	-	-	-	-	1
San Miguel	-	1	1	4	-	-	-	6
Cercado (Lima)	-	8	-	-	-	-	-	8
P.C. de Callao	-	3	-	-	-	-	-	3
計	9	70	47	85	17	-	-	228

流通総局調査団提出資料による

表 2 2 果実・野菜の加工品流通マージン(1978年7月)

生産物	かん詰	かん詰価格 (ソース)	畑の原料価格 (ソースkg(1))	加工物工場 価格(ソース)	消費者価格 (加工品)	流通マージン
みかんのママレード	1キロのフラスコ	11000	140	26180	3330	712
モモのママレード	"	11000	310	30000	3500	500
リンゴのママレード	"	11000	210	33500	3600	250
マンダリンのママレード	"	11000	200	26180	3330	712
オレンジジュース	20オンスの罐	238	140	5658	720	154
マンダリンジュース	"	238	200	5658	720	154
モモジュース	"	238	310	5658	720	154
リンゴジュース	"	238	210	5658	720	154
マクラジャジュース	"	238	25	5658	720	154
モモ果肉	"	238	310	1460	1890	430
トマトペースト	"	238	100	1297	1650	353

出所：農業省

表 2 3 リマ市内の主な倉庫

会社名	所在地	国営・ 民間の別	保管能力 (トン)	産品
Felix Chan S.A Ltda.	Lima	民間企業	500	トウモロコシ、小麦、 豆類、油糧種子
Almacen de Granos y Diversos	La Victoria	"	347	穀物、豆類
Coop. Serv. Agro. COSACEL 22	Ate	"	7500	卵
Importadora Peruana de Alim. IPASA	La Victoria	"	500	牛肉、鳥
Frigorifico La Granja	La Victoria	"	450	牛肉、鳥
Jose Kukushima Kurata	Surquillo	"	18	卵、鳥肉
Todos	San Luis	"	800	肉と他の食品
Almacen Central de Distribucion	Santa Anita- Ate	国 営	80,000*	各種食糧
EPSA (18)	Lima	"	15,000	"
Todos-Galax (10)	Lima	"	10,000	"
Monterrey (15)	Lima	"	12,000	"

* 76,000 T.M. 冷蔵庫なし

出所：Ministerio de Alimentacion

(市場の各段階別流通関係業者の解説)

(ア) 生産者 (Productores)

野菜の栽培開発に従事し、下記のものがある。

- 個人の生産者 (Productores individuales)
- 農業生産組合 (CAP: Cooperativas Agrarias de produccion)
- 農業共益協会 (SAIS: Sociedades Agricolas de Interes Social)
- 土地共有制度による会社 (Empresas de propiedad Social)

(イ) 輸出業者 (Exportadores)

農産物の輸出に従事する法人の企業

(ロ) 仲介業者 (Intermediarios)

この名称の下で、集荷業者 (地方或は市内の)、運送業者 (運送屋あるいは仲買人)、ブローカー (卸売市場の周辺に存在する)。本来の仲買人及び小売業者等として知られている。

(ハ) 集荷業者 (Acopiadores)

協同組合より購入する仲介業者、又、自分の生産物を直接市場に運ぶか、卸売業者又は小売業者に販売する中小生産者である。

(ニ) 運送業者 (Transportistas)

主に農産物が不足した場合に、消費地での商業化を目的として産物を買集めて輸送するので、仲買業者に変身する。

(ホ) ブローカー (Correntistas)

生産物が卸売市場に引渡される前に買付ける業者である。

(ヘ) 仲買人 (Mayoristas)

地方或は市内で活動し、大量の生産物を生産地より消費地へ運んだり、卸売市場で委託販売を行う者である。

(ト) 小売業者 (Minoristas)

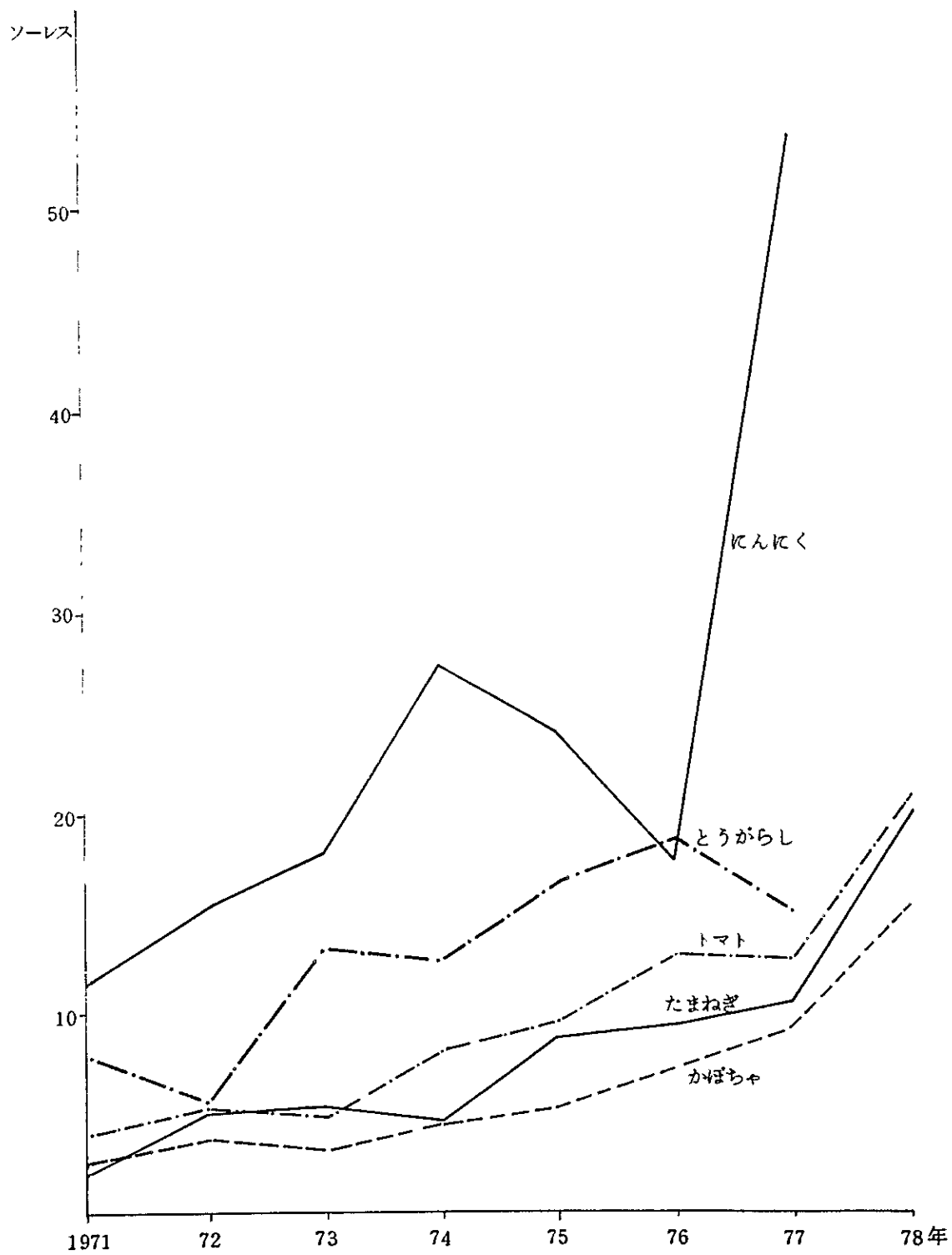
市内で活動する業者で、主として町の卸売市場で卸売業者より生産物を買付け、一般消費者に販売する。その主なタイプは以下の通りである。

- 市場の小売業者
- 自営小売業者
- 行商人 (Ambulantes)

(チ) 消費者 (Consumidores)

生産物の最終受取人である。

図2 リマ首都重要野菜卸売平均価格（kg当り）推移グラフ



出所：農業省流通総局

表 2 4 野菜の卸・小売価格

(単位 : ツーレス/kg)

へんりお ける重袋	品 目	日 本 名	卸 市 場 即 売 価 格	小 売 価 格			荷 袋 販 売 単 位	日 本 円/kg	
				小 売 市 場	ス ー パ ー	公 営 ス ー パ ー		卸	小 売
○	Albahaca	めぼうぎ	4500	5000	76.92	6500	6390	小 栗	
○	Aceiga	あせんそう	3000	4000	49.12	3500	4130	大 栗	
◎	Ajo	あじやく	12000	12000	13700	10300	12000		
○	Arvejo	えんどう	5000	15000	19000	18600	17530		
○	Alcachofa	食用あざみ	10000	8750	138.83	-	11319	打	
◎	Aji Verde	とうからし	6000	12000	10000	9300	10433		
○	Apio	セリ	20000	18000	-	15000	16500	70k袋	
	Aji Soco	とうからし(粉)	-	100000	-	-	100000		
	Berenjena	なす	5000	6666	9615	5200	7160	打	1ヶ 196 430
○	Beterraga	赤かぶ	5000	8000	103.52	5300	7684	1ヶ	
○	Calabaza	めぼうぎ	-	-	28.00	-	2800		
◎	Cabolla de cabeza	たまねぎ	2300	5000	-	-	5000		67 134
	Cabolla de rabo	須竹たまねぎ	-	-	-	-	-		
	Cabolla china	わけぎ	4500	10000	9655	10000	9885	栗	
◎	Col	キャベツ	2000	23333	25000	5600	17977	1ヶ	62 133
	Col china	はくさい	-	-	13970	11500	12735		25 122
◎	Coliflor	カリフラワー	2200	20000	-	7500	13750	1ヶ	
○	Caigua	カイグウウリ	13300	24000	-	-	24000	5ヶ	
○	Culantro	クレンソウ	10000	20000	13157	12000	15052		
◎	Cboclo	宋成熟とうもろこし	13000	17500	-	-	17500		
○	Espinaca	ほうれんそう	7000	5000	14473	11500	10324		185 458
	Escarola	エスカロラ	6000	-	-	-	-		
○	Esparrago	アスパラガス	-	-	-	-	-		
	Frijol Verde	グリーンビーン	8500	-	-	-	-		
	Haba Verde	そら豆	6000	5000	10000	10000	8333		
	Hierba Buena	エリブエナ	5000	-	-	-	-	小 栗	
	Lacayote	ラカヨテ	-	-	-	-	-		
◎	Lachuga americana	レタス	-	10000	216.66	10000	138.88	1ヶ	162 358
	Lachuga Crisolla	サラダ菜	-	-	11764	9000	103.82		
	Lachuga serrana	レタス(山産)	2500	-	-	-	-	40k袋	
○	Nabo	だいこん	4000	3000	3750	4800	3850	1k栗 1ヶ	59 148
	Pallar verde	パルルベデ	8000	18000	-	-	18000		
○	Peppinillo	きゅうり(小型)	2500	5000	6500	5500	5666	1ヶ Kg	200 384
	Perejil	パセリ	7000	12500	133.33	12000	12611		
○	Poro	リーキ	4000	16000	9375	5300	10225	1k栗 栗	138 298
	Rocoto	ピーマン	-	33333	50000	-	41666	1ヶ	271 479
○	Rabanito	はつかだいこん	6000	6250	-	4000	5125	栗	
◎	Tomate	トマト	12000	18000	18000	11000	14666	28k箱	188 404
	Vainita	いんげん	4500	12000	9000	10000	10333		
◎	Zanahoria	ニンジン	4400	6000	5500	4150	5216		
	Zopallito italiano	かぼち(小型)	2500	5000	7692	-	6346	打	86 190
◎	Zopallito marro	かぼち(大型)	3600	8000	4800	-	6400		

出所：調査団の1980年4月の現地調査による

(価格形成)

1977年までは政府の価格決定機関(フルパアル)が全作物について統制価格を設定していたが78年度からは重要農産物について決定しており、最近では指示価格に変更されている。

野菜の取引は市場で相対売買による自由競争、市場原理が導入されている。又、流通経費は品目別に差が見られ、野菜の種類によっては季節的理由による品目別の価格変動も多く端境期と出荷最盛期とでは3倍の差で農家手取に差が出てくる。

一般的に野菜は零細栽培が多く、市場への大量販売は少ない。

一方、野菜は鮮度の点で貯蔵がきかず、出荷調整のむづかしい品目もあるが全般的に貯蔵施設、集出荷施設、加工施設等がほとんどなくその整備がなされていない等によって流通面、価格面でたえず生産者が不利な立場に置かれ、流通業者に多くの利益を搾取されている。

これらの問題解決には、栽培方法、作型の改善、生産者の組織化、集出荷システムの導入、貯蔵センター及び加工センターの設置を通じて生産者と消費者双方の保護に結びつけることが必要であると考えられる。

4. 流通上の問題点

- (1) 零細栽培が多く、生産もバラバラに行っている無統制な栽培が各地に拡がっており、市場への大量販売は少ない。
- (2) 農協等生産者団体による販売活動は行なわれていない。
- (3) 集荷、運搬、販売は商人が独占している。
- (4) 季節によって生産変動が著しいのに加えて、貯蔵、集出荷施設、加工施設の整備が立ち遅れており、価格変動、出荷変動に適正な対応ができない。
- (5) 技術者の不足、経済的基盤の不足、適切なインフラの不足等により、技術指導、技術基準の普及が不充分である。
- (6) 流通制度に不備が多く、市場、価格決定など秩序立っていない。
- (7) 集出荷、保管、加工、配送、配給等流通機構が系統的でなく、組織に不備が多いためロスが多くコスト高をまねいている。
- (8) 生産農家は、集出荷、販売に関して、関心が薄く、市場動向についても関知しない等の弱点を持っているので、生産農家の販売技術の向上を図り、所得の向上させることが重要な課題となっている。

このため、野菜の鮮度維持、規格、包装等を改善して、生産者間の競争力を活発にする等の施策が必要である。

- (9) 消費者は一般的に購買力が低いことと旧来からの食生活による野菜消費の低水準等によ

り野菜の市場販売価格は、低い方向におさえられ、生産物が安く販売される傾向が強い。
⑩ 生産農家は、中間業者に多くの利益が吸収されているので流通経路の改善を強く望んでいる。

⑪ 卸売市場の不備や、個別取引、バラバラの価格、買手独占等やトラブルも多く、市場関係にも多くの問題を含んでいる。

5. ペルー国政府の施策

ペルー国に於ける農業生産の伸びは、60年以降、人口増加率(33%)を下回っている。60年～65年は農業生産の伸びは年25%であったが以後70年まではほとんど増産を記録していない。そこで69年6月ベラスコ政権(軍政)は、社会経済の構造改革を求める気運が高まる中で農地改革法令第17716号を公布して、伝統的な大土地所有制度を打破し、民主的な土地配分と生産性の向上を図るとともに、土地牧用に対する補償の一部を工業投資に向けるよう規定し、農地改革と工業開発を有機的に統合することを意図したが、国民の大多数を占めている下層農民の耕種や経営能力の欠如、指導層の人的不足及び管理、指導能力の欠如に加えて国の経済的基盤の弱さから、農地改革はその精神が十分生かされず、かえって生産意欲が減退し、71年以降牧畜を除いた農業生産は生産性が一段と落ち込む結果となった。

このためペルー国政府は、国内生産の増大、人的資源並びに天然資源の効率的利用、雇用の合理化を第3次国家開発計画を目標にかかげ1977～78年、1978～79年の各短期経済開発計画を策定し、経済の安定と低所得層の生活水準の向上と保護を第1の目標とし、外資節約を図るとともに食糧生産の拡大政策を打出した。

他方、1973年末の第1次石油危機は、ペルー国が経済困難に陥った直接の契機となり、輸出低迷、輸入急増で国際収支はにわかには低迷し、これにインフレ加速、成長停滞が加わって深刻な三重苦に直面した。

高進するインフレは1978年には年率739%に達し、GDP実質成長率は下落し続けて1977年から2年連続してマイナスとなった。中でも国際収支は惨憺たるもので、1974年から4年連続して貿易収支が大幅赤字を計上している。ジリジリと減少した外貨準備高は、ネット額で最悪時の1978年6月に至ってマイナス16億ドルに達し、対外債務の支払いにも支障をきたしてどうすることもできず、結局1978年11月のパリ会議で各国政府、外銀との間で2年間の債務繰延べに合意することで債務不履行の危機を回避した。

このような経済危機も、1979年からの輸出ブームによる国際収支の改善で明るさを取りもどし、1980年の貿易収支は、輸出45億ドル、輸入30億ドルとなり同国始まって以来という15億ドルの黒字が見込まれ、GDP実質成長率も4.55%の伸びが予想されて

表 25 ベルーの国内総生産 (GDP) の推移

項目 産業別	1970年 価格 (単位: 100万ソル)			シェア (%)		年間成長率 (%)			
	1970年	1974年	1975年 ^{a)}	1970年	1975年 ^{a)}	1971~ 1973年	1974年	1975年 ^{a)}	
I	農 漁 業	42455	42197	41968	198	152	15	41	05
	農 業・牧畜業	36731	39515	39753	17.2	144	17	23	06
	漁 業	5724	2682	2215	2.6	08	-314	409	174
	鉱 業	19050	19954	17759	89	64	08	25	110
	製 造 業	35966	48612	51529	168	187	78	80	60
	建 設 業	12550	19714	23656	59	86	9.6	19.5	200
小 計	110,021	130,477	134,912	51.4	490	34	74	34	
II	電気・ガス・水道	2831	—	—	13	—	64	—	—
	運 輸・通 信	11,340	—	—	53	—	88	—	—
	小 計	14,171	—	—	66	—	83	—	—
III	商業・金融・保険	34,162	—	—	160	—	62	—	—
	不 動 産 業 ^{b)}	10,877	—	—	51	—	45	—	—
	共同・社会・ ^{c)} 個人サービス	44,930	—	—	209	—	80	—	—
	小 計	89,969	—	—	420	—	69	56	—
II, III合計	104,140	134,200	140,482	48.6	51.0	6.8	5.7	4.7	
総 計	214,161	271,883	282,758	100.0	100.0	6.0	6.6	4.0	

注1) a) 推定, b) 住宅のみ, c) レストラン・ホテルを含む。

2) 出所: Economic Survey of Latin America 1976

ECLA-Economic Commission for Latin America

表 26 ベルーの農業・牧畜生産の推移

(単位: 1000トン)

項 目	1970年	1973年	1974年	1975年	増 加 率 (%)			
					1971~ 1973年	1974年	1975年	
農業生産指数	94.1	1000	1023	1033	21	23	10	
農 業 生 産	—	1000	1002	977	—	02	-25	
牧 畜 生 産	—	1000	1068	1159	—	68	85	
主 要 農 産 物 生 産	米	—	440	468	504	—	64	77
	綿 花	—	244	237	210	—	29	-114
	コ ー ヒ ー	—	65	65	60	—	—	77
	砂 糖 キ ビ	—	8,746	9,179	8,966	—	50	-23
	ジャガイモ	—	1,712	1,720	1,581	—	05	-81
	トウモロコシ	—	—	550	610	—	—	109
	タビオカ	—	—	470	350	—	—	-256
小 麦	—	—	142	108	—	—	-239	
主畜	鶏 肉	—	82	103	130	—	256	262
要生	牛 肉	—	73	75	77	—	27	27
牧産	牛 乳	—	588	590	600	—	03	1.7

注1) 生産指数は1973年=100。 2) 1975年は推定。

3) 出所: Economic Survey of Latin America 1976, ECLA-Economic Commission for Latin America

いる。とは言っても、1979年のインフレ率は67%に達した。又、1980年についても、政府の目標である40%が50%に達する見通しである。

数年来の経済不振で失業率もなお高く、半失業者を含めた潜在失業率となると50%を上回っている。こうした難問にいかに対処し、経済の再建をいかに均衡のとれたものにするかが同国の当面の緊急課題となっている。

折しも、ペルー国は12年ぶりに軍政に終止符を打ち、1980年8月に、AP（人民行動党）のベラウンデ政権が発足したばかりである。同政権の当面の優先課題もインフレ抑制、失業対策など国内経済の再建に絞られている。

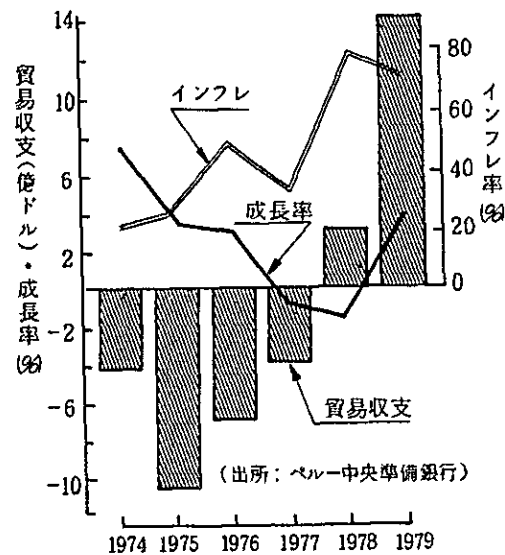
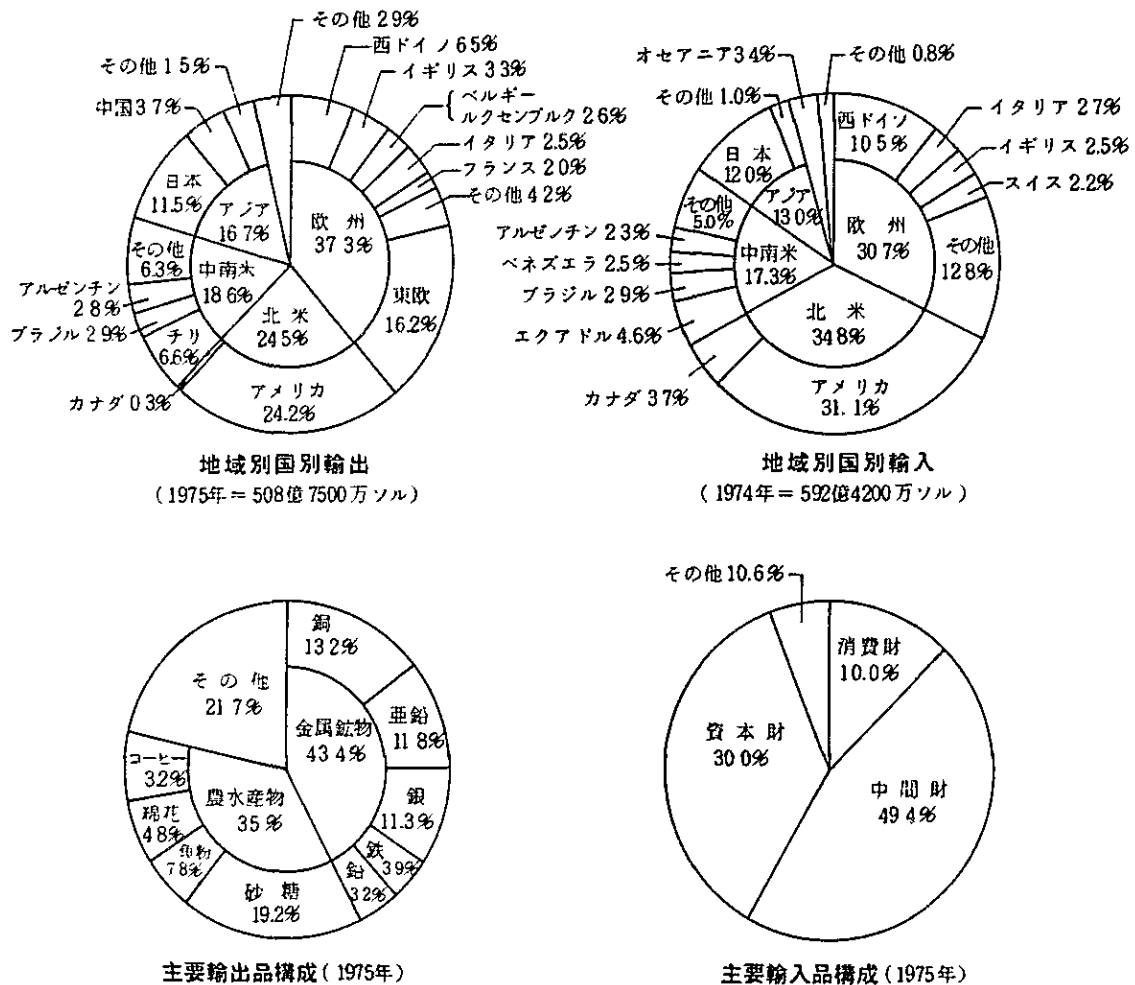


図3 ペルーの最近の経済指標

図4 ベルーの輸出・輸入状況



こうした背景から、現在ペルー国政府の農業食糧政策は、農地改革の補完推進、農民共同体の育成、重要食糧作物及び輸出作物の増産による自給力、輸出力の向上をめざし、土地盤整備（未利用地の開発、灌がい、配水）並びに流通インフラ（農業倉庫）の整備に政府の最重点をおいている。一方、野菜は、食糧が量的にも質的にも不足するペルー国にあって重要な補助食糧として又、国民の栄養改善の必須食料として重要性が見なおされ、最近、農業省農業牧畜総局に於て野菜の生産行政が又、流通総局に於て野菜の流通行政がそれぞれ組織的な活動を開始し、行政面に於ても、野菜の流通改善の必要性についての認識が高まってきた。

このような状況下にあつて、ペルー国政府は、野菜の流通改善の必要性は認めながらも、ペルーにおける野菜作の地位がなお低位にあり、又、この案件が非常にむずかしい問題事項であることもあつて、どのような施策や対策を推進したらよいか、企画、立案について、自ら行うことが出来ないことから、ペルー国の野菜流通改善プロジェクトに関する日本の協力を強く要望している。又、この受け入れに政府及び関係機関は全面的な協力を約束してお

り、日本の協力に大いなる期待を寄せている。

6. 改善の必要性

(1) ベルギー国政府は、経済の発展を妨げている地域間ならびに各産業部門の不均衡（とくに農牧部門における不均衡が深刻である）を除去するため、ダイナミックな社会、経済の構造改革にのり出し、これにもとづく諸政策を実施中であるが、ベルギー社会は現在、前項で記述したとおり、社会、経済及び政治の各面において一つの過渡期にさしかかっており、農村はとくにその影響下にあるといわれている。

(2) 農業部門では、耕地の不足、低い生産性に加えて、生産物の中央卸売市場への接近を困難にしている地理的環境による交通の便、農畜生産物市場の組織化の遅れ、及び生産物の集出荷、貯蔵加工施設の不備不足といった欠陥が重なり合っている。これらの要因が一緒になって農村は極端な貧困状態に直面し、このことが民衆の都市への移動を誘発し、新たな住宅問題、雇用問題を惹起している。

(3) ベルギー国政府は、経済の立直りには何よりも食糧の増産が第1であるとして、農業食糧部門政策は国家開発計画の中で重要な地位を与えられている。

ベルギーは食糧の多くを輸入に依存することは既述したとおりであるが、このために、生産基盤の強化と生産性の向上によって主要食糧作物の増産を図ることが最も重要な事項となってきた。このことから、農地改革の一層の推進及び、農業者団体の育成とともに農業食糧政策を大きな柱として、予算面でも農業公共投資をここに集中させる仕組みとしている。

(4) こうした事情を踏まえ、政府は、農業が国民にとって基本的活動部門（とくに山岳地帯）であり、同時にこれに直接依存する人口の比率が高いことから「開発計画」の鍵であるとして、流通改善を含む農業食糧問題を解決すべき最大の課題としており、これを中、長期間に亘って実施すべく強い決意を固めている。

(5) ベルギー国生鮮食品流通改善計画は、リマ県内に流通する生鮮野菜を対象にすることとしているが、農産物の流通改善問題は、ベルギー国にあってもつねに古くて新しい問題であり、この生鮮野菜の流通改善は、最近になって各方面で論議を呼ぶようになったもので、その背景については、前述したとおりである。

野菜については、適正な供給を可能とする機構を開発する（1978-79年度農業食糧実施計画）という政策目標が打ち出されたばかりであり、流通改善はまさにこれからが出発点となっている。

(6) 従って、ベルギー政府には生鮮野菜流通改善計画と云う内容のものは存在しない。

しかし、今日まで野菜に関する流通改善の個別対策に関したものはなかったわけではな

い。即ち、品質、包装規格の設定と普及（実行されていない）、JURPAL（食糧価格調整委員会）がコントロールする卸、小売指示価格、EPSA（農牧サービス公社）による供給活動がこれである。

いずれも所期の成果を挙げるに至っていないが、この試みと努力は大きく評価されるべきである。

(7) 流通の現状に関しては、市場施設、集合小売施設、産地及び消費地貯蔵施設、集出荷施設、ロスの少ない然も鮮度保持の運送手段等の物的施設の不備は勿論であるが、産地仲買人の深い介在、市場における価格形成手段や手数料の不明確さなど、古来から農村、市場に密着してきた因習、しきたりが改善を推進するに当って障害となっている面が大きい。

(8) 又、流通改善には流通自体の問題のほか、とくに生産に関連する部分が多い。

現状では、野菜の単収等からみて生産性は低く、技術の向上が必要であり、野菜供給の増大、供給の安定の技術的可能性は今後に大きく期待されている。

(9) 一方、流通自体の問題は、あらゆる経済、社会的な分野の改善、向上を背景としなければならないものであって、これは今後長期に亘ってペルー政府自らが取り組む課題である。

(10) 以上の考察から、ペルー国の野菜の流通改善を行うことは実にむずかしい問題である。それだけに誰れかがどこかでこの問題を少しでも解決して行かなければ旧態然として一歩も前進は見られない。

このことから生鮮野菜の流通改善の必要性がうかがえるわけである。

そこで、ペルーに於ける生鮮野菜の流通改善に当ってはペルー国の実態に適合した協力内容とするため、まず、次のとおりモデル集出荷システムの整備等について推進して行くことが重要と考えられる。

主要野菜産地の一地区を選び、そこにおいて生産の改善、規格や協同集出荷技術、包装技術の導入、市況の活用等を行いながら、場合によってはモデル展示圃等により地区全体の技術の高位平準化を図り、併せて農業者組織の成熟を求めることにより、流通改善の受け入れ素地を実験的に導入する。その後条件を整えて、組織化の有力な手段として全国に普及可能な集出荷センター等物的施設の設置を計画することが必要である。

7. 現地視察の印象等

今回の調査団は、討議々事録を取まとめることを主目的としていたため、現地を訪問するに十分な時間が取れなかったが、野菜生産地として、リマ市郊外のカヤオ地区とリマから70 km 程度海岸沿いの道路を北上したところに位置するワラル・チャンカイ地区の農家を訪問することができた。また、リマ市内で、野菜の中央卸売市場、小売市場をも訪問する機会を得たので、ここでは、その印象等につき概要報告しておきたい。なお、両生産地区、消費地

の市場についての詳細は、昨年実施した本プロジェクトの長期調査の報告書に記載されているので御参照願いたい。

(1) 生産地

1) カヤオ地区

① 3月10日、ペルー農業省流通総局のカランサ (Carranza) 技師とカヤオ地区で野菜生産を行っており、かつ、1977年、JICAの研修員として来日し、本プロジェクトの発端を作った日系2世のマヌエル・比嘉氏の案内でカヤオ地区日系野菜生産農家及び農場を視察した。

リマ市内を抜けて、空港を通り過ぎたところがカヤオ地区で、(車で市内から40分)、JICAで協力中の「水産加工訓練センター・プロジェクト」の実施されている漁業者のセンターも近い。

② この地区は、リマク川の下流にできた沖積平野で、土壌は一般に砂地がかっているもののかなり肥沃と見受けられ、野菜生産に必要な水は、リマク川からの取水による灌がい、または地下水のポンプによる汲み上げが行われ、いずれかの方法で十分に確保されているように見受けられた。

③ 視察時に栽培されていた野菜は、葉菜ではセルリー・リーク(葉タマネギ)、ワケギ、果菜では、トマト、キュウリ、根菜ではニンジン、サツマイモであった。トマト、キュウリとも特別の支柱は立てず、従って、トマトの果実は日本の加工用程度のもの(直径7~8cm)であり、キュウリは地ばいのものであった。栽培技術そのものは日本より劣るものの、必要にして十分な水準にあると見受けられた。

生産者も、新品種、新しい農業等の導入に積極的姿勢を示していたが、この地区担当の普及者あるいは技術者は2名で、年に1度来るかどうかであり、むしろ、農薬会社の指導を活用しているとの話であった。

④ 収穫及び出荷作業も見たがトマトの場合、収穫したものを農家敷地内の作業場で、臨時雇3名を使って、形、大きさ等により上・中・下の3段階別に木箱づめ(28kg程度入るもの)をしていた。キュウリは、別の農家で、上・下の2区分で、1ダース単位で勘定し、バラのままトラックに積込み中であった。サツマイモは、圃場で掘起したものを120~130kg入りの樹脂袋につめ、圃場まで入っている大型トラックに積込んでいた。ワケギは、圃場で、1握り程度を1束にまとめる作業が行われていた。

⑤ 比嘉氏の加入している農事生産組合は、1965年に設立され、その事務所は、リマ市内にあり、現在は、贈売事業のみを行っている由であった。5名の常雇職員を置

き、常時利用者数220～230名（組合加入者数約300名）、取扱品は、野菜種子、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）、農機具（但し、トラクターは取扱わず）、肥料（単肥、化成肥料）等であった。

⑥ 販売の実態については、各農家とも、特定の仲買人に販売しているが、これは、長い取引関係の歴史から双方とも信頼関係にあるためである。販売価格も生産者自から時々、リマ市場に出かけて自分で確かめることもでき、仲買人にごまかされることもないと考えているようであった。

⑦ ホヤオ地区での共同出荷施設の必要性につき質問したところ、比嘉氏は次の通り答えた。

ア) 生産農家は保守的で、新しいことには手を出さない風潮があり、どの程度乗ってくるか疑問がある。

イ) 過去におけるタルマの出荷センターを卸業者グループがつぶしたことがあり、共同出荷施設を作った場合には、このような仲買人または卸業者との競争は回避しえないであろう。そうなった場合には、2～3年は、ある程度の犠牲を払ってもこれに対抗する必要があるが、これを乗切りうるかどうかが問題である。

ウ) 一地区の場合、品目が限定され、周年出荷・販売しえないため、小売業者を確保するのが困難と思われる。

エ) 現在、ここの農家は、特定の卸・仲買人に販売しており、彼等との長期間の結びつきから、農家を組織することは容易ではないと思われる。

オ) この地区は都市拡張が直ぐ近くまで来ており、例えば10年先を考えても、どの程度野菜栽培が続けられるか長期の見通しは立てがたい。

カ) 共同出荷施設の設立はもちろん、その維持にも相当の経費がかさむと考えられるが、共同出荷により、この経費がまかなえる程の利益が上るか疑問である。また、ここは、市場に近く、自分で十分販売できる状態にあるにもかかわらず、農家から共同出荷施設に持込むとすれば、2度手間となり、時間的、経済的に非効率とならないか等、多くの検討すべき問題があると考えられる。

2) ワラル・チャンカイ

① 3月14日、農業省流通総局の職員のご案内で、チャンカイ・ワラル地区を視察した。ここは、チャンカイ川下流に開けたオアシスである。リマから、ここまで車で1時間半かかるが、その道路の両側は、途中、所々にある小さなオアシスに町ができていてところを除き、大部分が砂漠であり、まわりは、砂の山、砂の平原である。これは、周年雨が降らないため、所々にあるオアシスは、アンデス山脈からの短い川、あるいは、伏流水のあるところに出来たものである。

- ② ここでは、前掲の比嘉氏に連絡してもらい、やはり、77年に同氏と共にJICA研修員として来日した経験のある日系2世の喜屋武氏に案内して頂いた。ワラルの町はあまり大きくなく、近代的な施設を有するホテルはないようで、ここに日本人専門家が長期間滞在するには、かなりの困難が予想された。
- ③ 日系2世の野菜農家の大城氏宅に、数名の日系野菜生産者に集まってもらい意見を聞いたが、特記すべきものは次の通りである。
- ㊦ サツマイモ等の根菜類やトマトは、ある程度貯蔵がきくので、リマ市場の値動きもあまり極端ではなく、多少遠隔地のここでも、大体把握できるので、仲買人に買ったたかれることは少ない。しかし、キャベツ、カリフラワー、セロリー等の葉菜類については、いつも買ったたかれているように思う。というのは仲買人への販売は、清算払いであり、仲買人が集荷し、これをリマに運んで販売した後、代金を支払う方式なので、これだけでしか売れなかったといわれても、本当の価格を知る方法もなく、現状ではこれに対抗しうる手段がない。
- ㊧ ベルーの普及組織は殆んどないといってよい位であり、また技術者も実技に弱いため、栽培技術を指導してくれる者がいなくて困っている。15年位昔、米圃の技術協力が、当地で行われたときは大変有益であった。技術としては、例えば野菜に関する病害虫、土壌等の専門家の指導を得たい。
- ㊨ 共同出荷事業については、我々としては、ぜひやってみたいが、施設の建設にも費用がかかるし、また、箱づめ等にもかなりのコストがかかると思われるので政府からの財政的支援が必要である。更に、現在ある農事生産組合には、その管理運営能力がないと思われるし、農民の組織化にしても、農協はクレジットがきかず、農業資機材も商人から購入する者が多いなど、現在の農協では不安な要素が多い。また品ぞろえにも不安がある。
- ④ 大城氏宅裏の圃場ではカボチャ、サツマイモが生育中であつたが、技術的には、キャオとはほぼ同様の如くに見受けられた。

(2) 市 場

1) 中央卸売市場

3月7日、市内にある中央市場を視察した。多くの関係者から、視察前に、「時計、貴重品等は、ヒッタクリに会うおそれがあるので持参せぬよう」警告を受け、かつ、場内視察中、一行の前後に市場のカードがつくほどのものものしい警戒のお蔭で、全員不愉快な想いをせず、目的を達することができた。

市場は、約600の卸売り店舗に区切られ、各店舗ごとに、価格を明記した黒板をか

かけており、小売商は、卸業者と相対取引で品物を仕入れて行く。

市場の出入口にはトラック スケールが設置されて入荷量をチェックする仕組みになっており、売れ残りは倉庫に貯蔵できるようになっているが、(視察時にはイモ類が入っていた。)あまり十分なスペースはないように見受けられた。

最近、土・日曜日は、小売商ばかりではなく、一般消費者も入場できるようになったため、混雑はひどくなり、治安も悪くなった由である。また、正規の店舗でない場所で少量の品物を小売的に販売している者もかなり居り、時々、ガードに追い立てられていた。

いずれにしても、この市場は、全体的に、改良する余地が多いとの印象を強く受けた。

2) 小売市場

中央卸売市場を見たあと、市内の小売市場(メルカード)の1つを訪問した。ここは雑貨から食料品まで、多くの小さな小売店が入っている。その一角に野菜店が集中していたが、店の大きさは間口2~3メートルで1~3人の店員がおり、どの店も各種の野菜をそろえていた。一部の葉菜類を除き、鮮度は一般に良いように見受けられた。(そのあとみた、スーパーマーケットの野菜よりは、かなり新鮮であった。)

DATOS PARA DISCUSIÓN

Asunto: Proyecto para la mejoramiento de comercialización de hortalizas en el Perú

PERU : Ministerio de Agricultura y Alimentación del PERU

JAPON : Grupo de Estudio para Planificar PROYECTO DE MEJORAMIENTO DE COMERCIALIZACION DE HORTALIZAS EN EL PERU

I. MIEMBROS DEL GRUPO Y SU ITINERARIO

Manifestados en los datos adjuntos Datos 1 y 2

II. ANTECEDENTES PARA EL ENVIO DEL GRUPO Datos 3

III. DESCRIPCION DEL PLAN COOPERATIVO

1. RESUMEN DEL ESTUDIO EJECUTADO POR EL GRUPO MITSUI Datos 4

2. PLAN COOPERATIVO Datos 5

3. REQUISITOS PARA LA REALIZACION DEL PLAN Datos 6

IV. DISCUSIONES SOBRE LA COOPERACION TECNICA Datos 7

1. COOPERACION ENTRE AMBOS GOBIERNOS

2. PERIODO DE COOPERACION

3. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

4. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

5. PROVISION DE MAQUINARIA Y EQUIPO

6. OTROS

V. RESUMEN DE DISCUSIONES Y FIRMAS

Datos 1

MIEMBROS DEL GRUPO JAPONES Y SUS CARGOS

- | | | | |
|----|----------------------------------|--|---|
| 1. | Ing. Agr.
Kanji Endo | Consejero Superior Técnica,
JICA | Lider del Grupo y Generali-
zación, Sistemas de Produc-
ción y Comercialización |
| 2. | Ing. Agr.
Yoshihiro
Mitsui | Instructor de la
comercialización, Sección de
Fomento de Horticultura,
Departamento de
Comercialización de Alimen-
tos, Ministerio de Agricul-
tura, Forestación y Pesca | Miembro Planificación de
Producción y Comercialización |
| 3. | Ing. Agr.
Shigeru
Tamesue | Director asistente de la
Sección de Cooperación
Internacional, Departamento
de Economía, Ministerio de
Agricultura, Forestación y
Pesca
Jefe de Sub-sección de | Miembro Cooperación
Técnica |
| 4. | Lic.
Atsumi
Kaminishi | Desarrollo Industrial,
Segunda Sección
de Cooperación Técnica,
Departamento de Cooperación
Económica, Ministerio de
Relaciones Exteriores | Miembro Cooperación
Técnica |
| 5. | Lic.
Seiki
Uehara | Jefe asistente de la Sección
de Desarrollo y Investigaci-
ón y Planificación de Emigra-
ción, JICA | Miembro Investigación de
Mercado |
| 6. | Ing. Agr.
Takehiko
Maeda | Jefe asistente de la Sección
de Desarrollo de Ganadería,
Departamento de Cooperación
para el Desarrollo de
Agricultura, JICA | Miembro Coordinación de
Oficios |

Datos 2

ITINERARIO PROVISIONAL DEL GRUPO JAPONES

Marzo 3 (Mart.)	Salida de Tokio
4 (Miérc.)	
5 (Juev.)	Llegada a Lima
6 (Vier.)	Visitas de cortesía a la Embajada Japonesa, Oficina de JICA y Ministerio de Agricultura y Alimentación
7 (Sab.)	Reuniones con la Embajada y JICA en Lima
8 (Dom.)	
9 (Lun.)	Reunión con el Ministerio de Agricultura y Alimentación
10 (Mart.)	ídem
11 (Miérc.)	Visitas a las instalaciones de comercialización y zona más importante de la horticultura
12 (Juev.)	ídem
13 (Vier.)	Reunión final con el Ministerio de Agricultura y Alimentación
14 (Sab.)	Informe a la Embajada sobre las discusiones sostenidas y colección de los datos
15 (Dom.)	y colección de los datos
16 (Lun.)	Firma de R/D. Visitas de despedida a las entidades competentes
17 (Mart.)	Salida de Lima
18 (Mierc.)	
19 (Juev.)	Llegada a Tokio

RESUMEN DEL ESTUDIO EJECTADO POR EL GRUPO MITSUI

I Resumen del estudio

1. Producción

- (1) La conformación topográfica no es siempre idónea para la agricultura; el gran número de las parcelas en las zonas montañosas impiden la intensificación e integración de la agricultura y el transporte de productos. Asimismo, en las zonas litorales se extienden en gran medida las tierras secas y arenosas, causa del difícil desarrollo del sistema de irrigación para el uso agrícola.
- (2) La escasez del fondo financiero refleja la poca provisión de las infraestructuras general y agrícola.
- (3) Serán convenientes la mayor aplicación de la administración de horticultura y la política efectiva no sólo en favor de los consumidores sino de los productores por parte del Ministerio de Agricultura y Alimentación.
- (4) En adición a poco interés en la tecnificación más rendible de los agricultores y el bajo nivel de ingresos, no está bien establecido y difundido el régimen de instrucción técnica en materia de formas de cultivo, norma de las semillas producibles, etc.

2. Organización

- (1) En general, los agricultores se caracterizan por la poca colaboración y la desconfianza en los líderes de las cooperativas agrarias, incluso los asociados. Esto es un motivo de atraso en la organización de los agricultores.
- (2) Para elevar el nivel administrativo y operativo de las organizaciones como cooperativa, etc. será necesaria la formación personal.
- (3) Será importante fortalecer la comunicación y colaboración entre el Ministerio de Agricultura y Alimentación y las Administraciones locales, así como entre las entidades oficiales y las privadas.
- (4) Se desea establecer más firmemente el sistema crediticio para los productores; en la actualidad no son pocos los que obtienen fondos de los corredores. Esto será un defecto para ser controlados por ellos.

3. Comercialización

- (1) El sistema de comercialización es imperfecto; el mercado y la cotización se encuentran en desorden.
- (2) Colección y distribución de productos, almacenamiento, procesamiento, transporte, y otros mecanismos no se encuentran sistemáticos satisfactoriamente, lo que motiva el costo elevado, debido a las pérdidas producidas en dichos procesos.
- (3) Por razón de las facilidades bastante atrasadas que se menciona en el numeral (2), el mecanismo de comercialización se encuentra poco flexible ante las fluctuaciones de precio y de productos.
- (4) Los agricultores tienen poco interés por la colección y distribución de productos y su venta, y se encuentran poco informados del comportamiento del mercado; será muy esencial mejorar la técnica de venta y aumentar el ingreso. Para esto se deben aplicar una política para mejorar envase, norma y mantenimiento de hortalizas frescas y estimular la rivalidad entre los productores.
- (5) Debido al bajo poder adquisitivo de los consumidores, tiende a reprimir el precio de venta en mercado y vender los productos a precio bajo.
- (6) Los agricultores necesitan de la reforma de sistema de comercialización, frente a la realidad de que las utilidades se absorben notablemente por los intermediarios.
- (7) Tratándose del problema del mercado, se existen muchos puntos que resolver tal como; defecta en el mercado al por mayor, negociaciones y conflictos, individuales, desunificación de precios, monopolio por ciertos compradores y conflictos.

II Opiniones del grupo acerca de los objetos de la cooperación técnica

- (1) Será conveniente tomar las siguientes medidas para la mejoramiento comercialización de hortalizas en el Perú:
 - Disponer de un centro modelo de tipo experimental para la mejoramiento de comercialización y tomar acciones abajo señaladas en una cooperativa selecta de agricultores en la zona modelo, para realizar la sistematización global:

- a. - Instrucciones de : técnica productiva; instalación de un campo modelo para la demostración; colocación, distribución y selección de productos; establecimiento de la norma; envase; utilización de informes de mercado.
 - b. - Organización de los agricultores en la zona y capacitación personal.
 - c. - Instalación simulatánea de las facilidades de almacenamiento y procesamiento.
 - d. - Instalación de un centro de colección y distribución.
- (2) Inritar en un corto tiempo altos funcionarios del ministerio de Agricultura y alimentación, tanto como personales para el entrenamiento en un período necesario en el Japón, para la contribución del mejoramiento del nivel a la futura horticultura del Perú.
- (3) Seleccionar y suministrar, si necesario equipos y materiales para la instrucción técnica en realización del proyecto.
- (4) Además, para la ejecución de este proyecto se requiriera los preparativos minuciosos

Datos 5

PLAN DE LA COOPERACION TECNICA PARA MEJORAMIENTO DE COMERCIALIZACION DE HORTALIZAS EN EL PERU

1. Sumario del plan

Coadyuva en la instrucción de la técnica productiva, reforma y consolidación del sistema de colección y distribución, a través de una cooperativa agraria en una zona selecta como modelo, con la finalidad de contribuir al mejoramiento de comercialización de hortalizas en la zona metropolitana de Lima.

También presta apoyo al fortalecimiento de la organización de cooperativas regionales, aumento de ingresos y capacitación del personal.

2. Cuerpo ejecutivo: Ministerio de Agricultura y Alimentación del Perú.

3. Detalles de la cooperación

1) Asesoramiento referente a la comercialización

Un experto colocado en el Ministerio rendirá asesoramientos instrucciones acerca de los asuntos de comercialización.

2) Reforma del sistema de colección y distribución en una determinada zona. La cooperación se llevara al cabo para la reformación del sistema existente, a través de un centro modelo de colección y distribución que se dedique de una manera orgánica a la difusión de la técnica productiva entre los productores asociados de la cooperativa agraria en la zona selecta, la implantación de norma, el proceso de la información de mercado, etc.

(1) Zona recomendada : (Chancay Huaral)

(2) Hortalizas a estudiar : se seleccionarán entre los productos en la zona selecta.

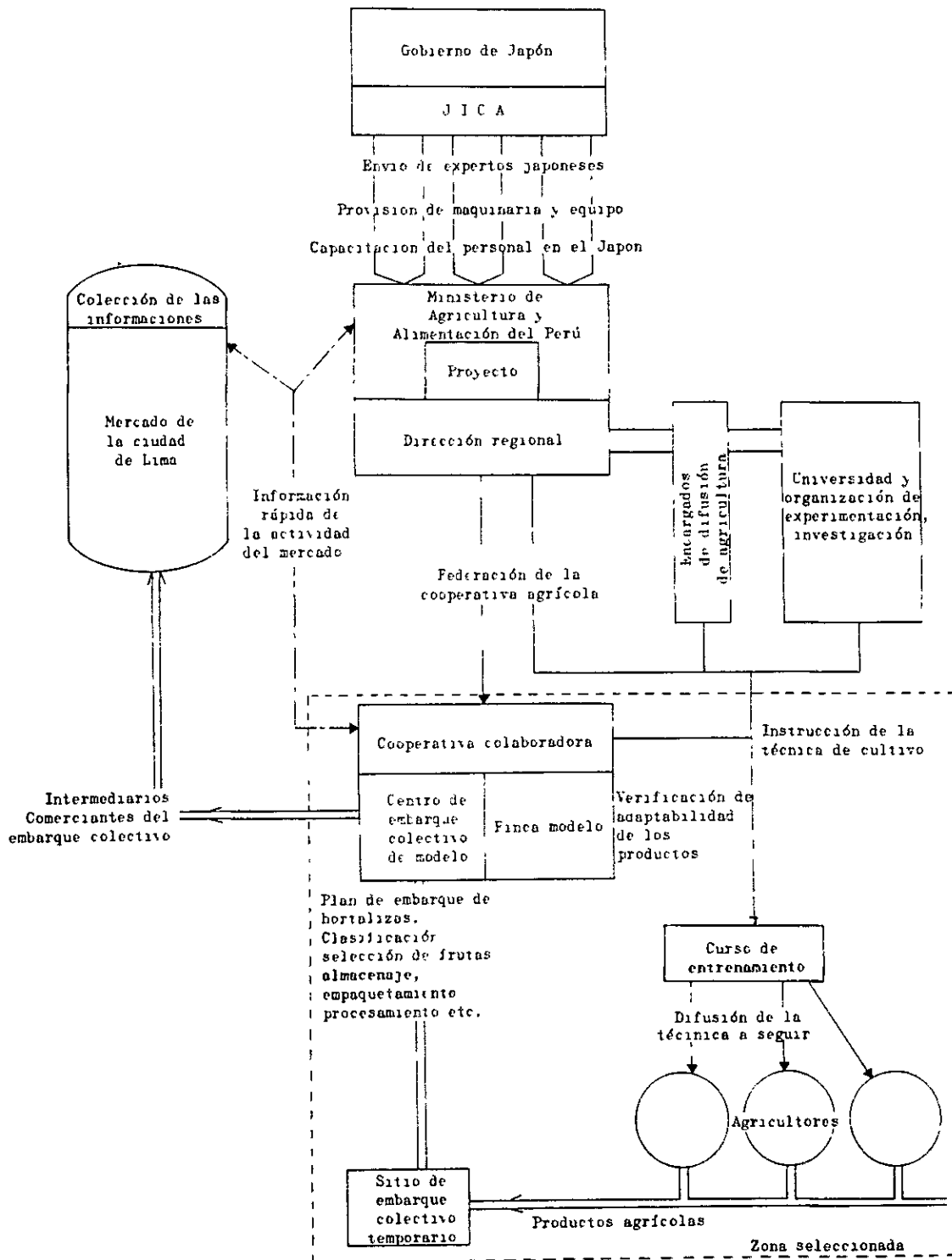
(3) Cooperativa agraria : se designará una en la misma zona.

3) Mejoría y difusión de la técnica productiva en una determinada zona. En contacto con universidades y laboratorios se verificarán la prueba de adaptabilidad de los productos del local y el experimento comparativo. Adicionalmente, coadyuvara, en la mejoría y difusión de la técnica productiva a los asociados de la cooperativa designada.

- 4) Confección de programa de transportes y mejoría de colección informativa y forma de transmisión. Se prestará la colaboración a la programación de transportes en el centro modelo de colección y a la optimización de colección de datos de mercado y forma de transmisión.

- 5) Consolidación de centro de colección y distribución
Colaborará en la instalación de un centro modelo, suministro de equipos y materiales necesarios y su operación.

CUADRO DE PLAN



Datos 6

PROBLEMATICOS PARA LA REALIZACION DEL PLAN DE LA COOPERACION TECNICA

Para la reforma de comercialización de hortalizas son de importancia particular: la racionalización diversas rutas desde los productores hasta consumidores; el arreglo de intereses afectos a los negocios acostumbrados; el fortalecimiento de cooperativas agrarias; y la reorganización del sistema de mercado. La resolución de dichos puntos necesitará de investigar y analizar los factores que siguen, aparte de la optimización de la colección y distribución de productos que se ha analizado en los Detalles 5:

- 1) Investigación minuciosa de la actual comercialización de hortalizas (rutas, cantidad, precios, calidades, etc.)
- 2) Diagnóstico de la futura demanda a medio y largo plazos.
- 3) Encuesta de la conciencia sobre la comercialización de verduras en los productores, comerciantes y consumidores.
- 4) Estudio adicional para decidir en definitiva una zona modelo, si bien en el plan anterior se ha recomendado Huaral, Chancay.
- 5) Análisis minucioso para la selección de hortalizas a estudiar.
- 6) Análisis de la posibilidad acerca de la comunicación estrecha con varias instituciones insinuado en el plan.
- 7) Investigación de organización, escala y actividades de las cooperativas y asociaciones agrarias, así como de su significación dentro del sistema de comercialización.
- 8) Estudio de las formas de financiamiento que serán necesarias para la realización del plan de la cooperación técnica.
- 9) Análisis de organización, servicios y correspondencia en universidades y laboratorios que se encargarán de pruebas de cultivo, instrucciones técnicas, etc.
- 10) Investigación de la incidencia de productos coleccionados por los intermediarios y créditos otorgados por ellas a los agricultores.
- 11) Reconocimiento del efecto de las medidas correctivas en curso y sus problemáticos, y estudio de la ayuda extranjera y su contenido.

Datos 7

BORRADOR

EL RESUMEN DE DISCUSIONES ENTRE EL GRUPO JAPONES DE ESTUDIO (SOBRE EJECUCION Y) LAS AUTORIDADES COMPETENTES DEL GOBIERNO DEL PERU SOBRE LA COOPERACION TECNICA DEL JAPON PARA EL PROYECTO DE MEJORAMIENTO DE LA COMERCIALIZACION DE HORTALIZAS EN EL PERU

El Grupo Japonés de Estudio sobre Ejecución (en adelante se lo denominará "el Grupo"), organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante se la denominará "JICA") y encabezado por Ing. Agr. Kanji Endo visitó al Perú desde 5 de Marzo de 1981 hasta 17 de Marzo del mismo a los efectos de determinar los detalles del programa de cooperación técnica concerniente al Proyecto de Mejoramiento de Comercialización de Hortalizas en el Perú.

Durante su estadía en este país, el Grupo intercambió vistas y visitas y tuvo una serie de discusiones con las autoridades competentes peruanas con respecto a las medidas convenientes que sean tomadas por ambos Gobiernos para la satisfactoria ejecución del Proyecto arriba mencionado.

A consecuencia de las discusiones, teniendo en cuenta de ACUERDO BASICO SOBRE COOPERACION TECNICA ENTRE EL GOBIERNO DEL JAPON Y EL GOBIERNO DE LA REPUBLICA PERUANA, el Grupo y las autoridades competentes peruanas convenieron en recomendar a sus respectivos Gobiernos los puntos referidos en el documento adjunto.

Lima, República del Perú

de de 1981

Firma _____ Firma _____

Nombre _____ Nombre _____

Líder _____

Grupo Japonés de Estudio para Planificar Proyecto de Mejoramiento de Comercialización de Hortalizas en el Perú.

Datos 8

EL DOCUMENTO ADJUNTO

I COOPERACION ENTRE AMBOS GOBIERNOS

1. El Gobierno del Japón y el del Perú cooperarán recíprocamente en la ejecución del Proyecto de Mejoramiento Comercialización de Hortalizas en el Perú (en adelante se lo denominará "el Proyecto"), a los efectos de formular el Plan de Mejoramiento de Comercialización de Hortalizas en zona metropolitana de Lima.
2. El Proyecto será llevado a cabo de conformidad con el Plan Maestro señalado en el Anexo 1.

II ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de los servicios de los expertos japoneses como se enumeran en el Anexo II, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los expertos japoneses a que se refiere (1) anterior y sus familias gozarán en el Perú de los privilegios, exenciones y beneficios no menos favorables que los otorgados a aquellos expertos de terceros países u organizaciones internacionales que cumplen misiones semejantes.

III PROVISION DE MAQUINARIA Y EQUIPO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de equipos y otros materiales que sean necesarios para la ejecución del Proyecto como se encuentran en el Anexo II, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los objetos a que se refiere (1) anterior pasarán a ser de propiedad del Gobierno del Perú, apenas entregados, a C.I.F., a las autoridades competentes del Perú en los puertos y/o aeropuertos de desembarque, y serán utilizados exclusivamente para la ejecución del Proyecto, en consulta con los expertos japoneses referidos en el Anexo II.

IV CAPACITACION DEL PERSONAL DEL PERU EN EL JAPON

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para recibir, a su propia costa, al personal del Perú, relacionados con el Proyecto, para la capacitación técnica en el Japón, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. El Gobierno del Perú tomará medidas necesarias para asegurar que el conocimiento y experiencia que haya adquirido el personal del Perú, a través de la capacitación técnica en el Japón, serán utilizados exclusivamente y en forma efectiva para la ejecución del Proyecto.

V SERVICIO DE PERSONALES DE CONTRAPARTE Y DE ADMINISTRATIVO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Perú, el Gobierno del Perú tomará medidas necesarias para asegurar, a su propia costa, sus servicios de personales tanto de contraparte como de administrativo como se enumeran en el Anexo IV.
2. Acerca del personal de contraparte, el Gobierno del Perú hará su esfuerzo de colocar un número necesario de personal calificado de contraparte correspondido para cada experto japonés enviado por el Gobierno del Japón como se enumera en el Anexo II.

VI MEDIDAS QUE SERAN TOMADAS POR EL GOBIERNO DEL PERU

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Perú, el Gobierno del Perú tomará medidas necesarias para proveer, a su propia costa, de:
 - (1) Terreno, edificios y facilidades como se enumeran en el Anexo V;
 - (2) Provisión y reemplazo de maquinaria, equipo, instrumentos, vehículos, herramientas, repuestos y cualesquier otros materiales necesarios para la ejecución del Proyecto que no sean suministrados por intermedio de JICA bajo III anterior;
 - (3) Medios de transporte y emolumentos viáticos para los expertos japoneses en los viajes oficiales dentro del Perú;
 - (4) Viviendas adecuadamente amuebladas para los expertos y sus familias;
 - (5) Gastos de medicamentos y tratamientos médicos para los expertos japoneses y sus familias.

2. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Perú, el Gobierno del Perú tomará medidas necesarias para cubrir:

- (1) Gastos necesarios para la transportación dentro del Perú de los objetos referidos en III anterior, así como para su instalación, operación y mantenimiento correspondientes;
- (2) Derechos arancelarios, impuestos domésticos y cualesquier otros gravámenes, impuestos en el Perú sobre los objetos referidos en III anterior;
- (3) Toda clase de gastos corrientes necesarios para la ejecución del Proyecto.

VII ADMINISTRACION DEL PROYECTO

1. El Proyecto será llevado a cabo por las organizaciones señaladas en el Anexo VII, y el Director General será responsable por la ejecución y administración del Proyecto.
2. Los expertos japoneses rendirán instrucciones y asesoramientos conducentes al Proyecto.
3. Se establecerá el Comité Mixto (en adelante se lo denominará "Comite") que sea integrado por las personas nombradas en el Anexo VI, con el fin de ejecutar e impulsar de manera más progresiva y eficaz el Proyecto. El Comité tendrá lugar siempre que se lo necesite un caso u otro, dedicándose a la determinación del Programa de Trabajos para cada año y a la discusión de los asuntos relacionados con la ejecución y administración del Proyecto.

VIII RECLAMOS CONTRA EXPERTOS JAPONESES

El Gobierno del Perú se compromete a sobrellevar reclamos, si hubiere casos contra los expertos japoneses participados en el Proyecto, provenientes de, originados en el curso de, o relacionados de alguna que otra forma con el desempeño de carácter oficial en el Perú, excepto aquellos que se ocasionaren por la mala conducta intencional o negligencia total de los expertos japoneses.

IX MUTUA CONSULTA

Habr  mutua consulta entre los dos Gobiernos sobre cualesquier problemas de mayor envergadura provenientes de, o en conexi3n con el Documento Adjunto.

X PERIODO DE COOPERATION

La duraci3n de la cooperaci3n t cnica para con el Proyecto seg n el Documento Adjunto ser  dos a os a partir de _____.

ANEXO I PLAN MAESTRO

1. Finalidad

El Proyecto tiene por objeto planear e idear las obras concretas referentes al establecimiento del sistema modelo de colección y distribución y otros, con el fin de contribuir a la mejoramiento de comercialización de hortalizas en la zona metropolitana de Lima, Perú.

2. Cuerpo ejecutivo: Dirección General de Comercialización, Ministerio de Agricultura y Alimentación, Perú.

3. Contenido del Plan

- 1) Investigación y análisis de la actual comercialización de hortalizas en la zona metropolitana de Lima y arreglo de los problemáticos.
 - (1) Política de la comercialización y mecanismo administrativo.
 - (2) Situación actual de la comercialización de hortalizas (ruta, cantidad, precio, calidad, facilidades para la comercialización, comerciantes, etc.)
 - (3) Estudio de la conciencia acerca de la mejoramiento de comercialización en productores, comerciantes y consumidores.
 - (4) Perspectiva de la demanda de hortalizas a medio y largo plazos.
 - (5) Cooperación extranjera.
 - (6) Otros.
- 2) Recomendaciones referente al arreglo y medidas correctivas de los problemáticos.
- 3) Planificación de obras relacionadas con el sistema modelo de colección y distribución.

ANEXO II EXPERTOS JAPONESES

Expertos japoneses de largo tiempo: Líder; Horticultura; Mercadeo; Cooperación Técnica General. Expertos japoneses de corto tiempo: caso que los necesite.

ANEXO III LISTA DE MAQUINAS Y EQUIPOS

1. Vehículos para los trabajos de investigación.
2. Maquinas y equipos para la oficina.
3. Otros materiales que serán necesarios.

ANEXO IV LISTA DEL PERSONAL DEL PERU

1. Director del Proyecto.
2. Ingenieros de contraparte (dos por un experto japonés).
3. Oficinistas.
4. Otros empleados necesarios.

ANEXO V LISTA DE TERRENOS, EDIFICIOS Y FACILIDADES

1. Oficina exclusiva para ejecución de los trabajos de los expertos japoneses en la Dirección General de Comercialización, Ministerio de Agricultura y Alimentación, Perú.

ANEXO VI MIEMBROS QUE FORMAN EL COMITE MIXTO

Jeje : Director General de Comercialización, Ministerio de Agricultura y Alimentación, Perú.

Japón : 1. Líder

2. Expertos recomendados por el líder

3. Representantes de JICA

Perú : 1. Representante de la Dirección General de Comercialización, Ministerio de Agricultura y Alimentos

2. Representante de la Oficina, Sectorial de Planificación, ídem

3. Representante de la Dirección General de Agricultura Regional, ídem

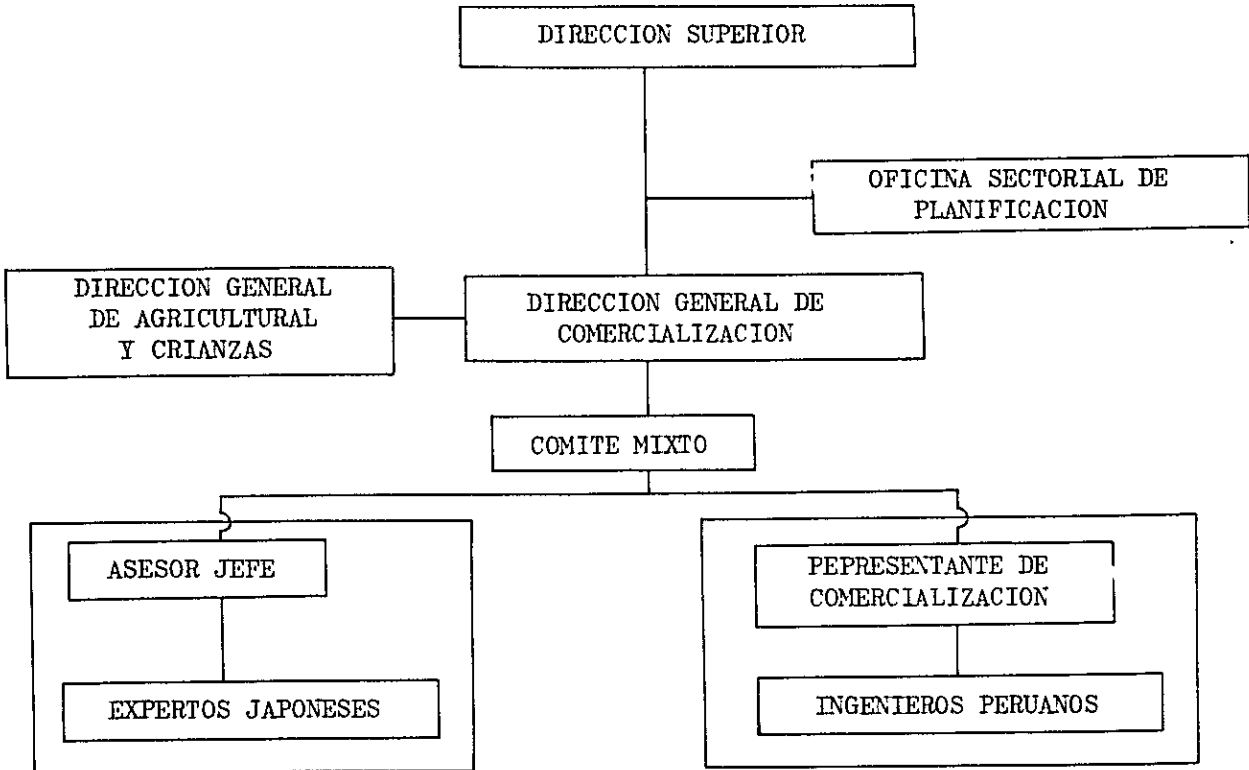
4. Ministerio de Hacienda

5. Otros interesados del Ministerio de Relaciones Exteriores, etc.

Notas:

- (1) Los funcionarios de la Embajada Japonesa en el Perú podrán asistir a la asamblea del Comité en carácter de observadores.
- (2) Los miembros podrán designar su suplente concediéndole todas las facultades inherentes, sólo en caso que le oblique a ausentarse debido a alguna circunstancia inevitable.

ANEXO VII ORGANIZACION PARA LA EJECUCION



JICA

LIB